

第13回厚生常任委員会会議録

1 開会日時 平成30年12月11日（火）午前10時0分

2 閉会日時 平成30年12月11日（火）午後2時53分

3 会議場所 議会委員会室

4 出席委員

2番 大森 進次君 5番 光成 良充君 6番 保田 守君
9番 原田 素代君 13番 福木 京子君 15番 岡崎 達義君

5 欠席委員

なし

6 説明のために出席した者

市長	友實 武則君	副市長	倉迫 明君
市民生活部長	作本 直美君	保健福祉部長	直原 平君
保健福祉部参与 兼社会福祉課長	国正 俊治君	保健福祉部参与	溝口 誠君
熊山支所長兼 市民生活部参与兼 市民生活課長	入矢五和夫君	吉井支所長兼 市民生活課長	徳光 哲也君
市民課長兼 協働推進課長	矢部 恭英君	環境課長	大窄 暢毅君
子育て支援課長	戸川 邦彦君	健康増進課長	石原万輝子君
健康増進課参事	岡本 和典君	介護保険課長	谷名菜穂子君
赤坂支所 健康福祉課長	中永 光一君	熊山支所 健康福祉課長	馬場 弘祥君
吉井支所 健康福祉課長	稲生真由美君		

7 事務局職員出席者

議会事務局長 奥田 吉男君 主任 細川 伸也君

8 審査又は調査事件について

- 1) 議第60号 赤磐市複合型介護福祉施設整備工事請負変更契約の締結について
- 2) 議第61号 赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第28号）
- 3) 議第73号 平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第4号）
- 4) 議第74号 平成30年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 5) 議第75号 平成30年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 6) 議第76号 平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第2号）
- 7) その他

- ・事業の進捗状況について
- ・その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（原田素代君） おはようございます。

ただいまから第13回厚生常任委員会を開会いたします。

執行部より黒田赤坂支所長の欠席の申し出がございました。御報告いたします。なお、説明員として溝口建設事業部参与及び岡本健康増進課参事が出席しておりますので、御報告いたします。

初めに、友實市長の御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆様、おはようございます。

本日は、12月も半ばに差しかかり、皆様大変お忙しくされていることと存じます。そういう中で、第13回厚生常任委員会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

本日予定している審査をお願いする案件についてでございますけれども、12月の定例市議会に上程させていただいている議案案件、さらに事業の進捗状況等について御審査をいただく予定にしております。何とぞよろしくお願い申し上げまして御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第60号赤磐市複合型介護福祉施設整備工事請負変更契約の締結についてから議第76号平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第2号）までの6件であります。

それではまず、議第60号赤磐市複合型介護福祉施設整備工事請負変更契約の締結についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 議第60号につきましては、資料の1につけさせていただいておりますとおり、金額の内容、内訳につきまして補足説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（原田素代君） お願いします。

○健康増進課参事（岡本和典君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 岡本参事。

○健康増進課参事（岡本和典君） 委員会資料の1ページをごらんください。

今回の変更契約に係る工事金額の増額の内訳の主なものについて説明をさせていただきます。

す。

項目1としまして、屋内階段1カ所を2カ所に増設したことによる階段の設置費用以外、階段設置費用を除いた面積増に係る金額の増です。これは、利用者の利便性の向上、小規模多機能型居宅介護サービス付き高齢者向け住宅等の施設ごとの動線の確保、非常時の避難経路の確保等によりまして、約830万円の増額となっております。

2番目としまして、施設内の部屋の配置変更等でございます。5月に行いました住民説明会等でトイレブースの数が少ないのではないかとというような御意見がありまして、トイレブースを増設させていただいております。また、熊山診療所の中西先生と、この施設について御相談をさせていただいたところ、従来倉庫として予定していたところを相談室として、いわゆる診療所あるいは訪問看護ステーションと、この新しい施設との連携をより強化する、そういう部屋を相談室として設けたいという御希望がございましたので、倉庫を相談室に変更したもので、これによりまして、約336万円の増額となっております。

3番目としまして、旧市民病院の施設の解体におきまして、アスベスト、PCB、臭化リチウム等、当初の契約時にはその数量等が確認できなかったものについて運搬処分が発生しておりますので、これを増額しております。金額は約500万円でございます。

この上記1、2、3に係ります設計及び施工監理の費用としまして69万円の増額、合わせて1,735万円、これに消費税を掛けまして1,873万8,000円の増額となっております。

○委員長（原田素代君） 以上でいいですか。

委員の皆さんのほうから御質疑や御意見をよろしくお願ひいたします。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） まず、先月の8日に、新聞に暴力団幹部が逮捕という、こういう発表がありましたね。この中で、ある市議が議会での発言などで有利な取り計らいを受けたと、自称コンサルタントの容疑者が、有利な取り計らいを受けたということで謝礼を渡そうとしたが断られたと。これは公募型プロポーザル方式で赤磐市民病院跡地に複合型介護福祉施設を整備する事業者の選定をめぐる発言などだというような記事があったんですけども、暴力団との今の事業者が全くかわりがないということは証明できるんですか。ないということの証明というのは悪魔の証明とも言われるように、なかなか難しいんですけども、ないということの証明ができないということになれば、どこかの企業とその自称コンサルタントの人とがかかわってたという……。

こういう証明はできるんですか。それをお尋ねしたいと思います。

○委員長（原田素代君） 御答弁。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 倉迫副市長。

○副市長（倉迫 明君） 業者とその暴力団の方がかかわりがあったのか、それが証明できるかということでございますが、今の段階では新聞報道にあることしか、11月29日に起訴されたから、暴力団がそこに存在していたというか、市議会議員の方との関係があったということはわかっておりますけれども、それ以外に特定の事業者とつながりがあったということは発表の新聞記事ではわかりません。警察がそれぞれ捜査をしておりますから、それで、新聞のほうの発表ではないということで、企業に関係があったということははっきりされてないということです。今の段階ではされてないということです、それはあったのか、なかったのかわからない。関係があったということが出てないということは、関係がなかったのだというふうに思わざるを得ないのかなあというふうに考えます。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 市長。

○市長（友實武則君） 曖昧な説明では誤解を生みますので、はっきり言わせていただきます。この事件に際して本会議でも私、申し上げてますけども、まず赤磐市としては、この逮捕された反社会勢力の人間と何らのかかわりもございません。私を含めて職員それぞれ聞き取り調査もしました。そういったことは一切ございません。それから、今契約をしている業者に対しましてもそういった契約書等に基づいて暴力団対策条例や排除法、そういったものに基づいての関連性がないということを誓約書をいただいております。さらには、今回の事件の中で警察等の捜査も行われております。そういった中で、11月28日に発表があり、29日に新聞等に掲載されておりますけど、この事件のてんまつ、そういった業者に逮捕者等もなく、これは誓約書どおりに履行がなされている、そういう裏返しと私たちは受けとめている次第でございます。したがって、答えとしてこういった現在の契約関係にある業者とその暴力団との関係は皆無ということが断言できると思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 市長、言葉の上で断言というのは幾らでもできるんですよ。これを、文書とかいろいろな形の証明っていうところへ持っていかないと。先ほども言いましたように、ないということの証明というのは難しいんですよ。悪魔の証明と言われるぐらい難しいんですけども、仮にないということがわかるようなものっていうのは、検察とか警察とか、市のほうから行けば、そういうのはわかるんじゃないですか。もし仮に、暴力団っていうかかわりがあったのがほかの業者であれば、それはうちにかかわる業者ではないということがはっきりするわけですから。そういうことをやはり文書か何かで証明しないと、私たち職員は全く関係ありません、いや業者に聞きましたけど全く関係ないといって言ってますでは証明にならないんだと思うんですけどね。その前提があつて初めてこの事業も前に進むんじゃないですか。そこ、どう思いますか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 先ほどから御質問にありますように、11月28日の略式起訴、それから即日罰金が納付ということで新聞に載っておるわけですがけれども、関係議員がどういった方か、またどういった企業に有利な取り計らいを行ったかというのは不明のままございまして、今岡崎委員おっしゃるように、今後刑事確定訴訟記録、これの閲覧等によってそれが判明する可能性があるのではないかとということもありますので、そういったことで見ていこうということになると思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） その刑事確定訴訟記録っていうのはいつごろ出していただけのんですか。それは、市のほうから言えば出していただけのものなんですか。仮に相手方にいろいろ弁護士なんかがついている場合、その弁護士さんを通じてとかいろいろな形で市のほうに情報開示っていうことはできないんですか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） これにつきましては、12月13日以降ということでお聞きをしております。あとの詳しいことにつきましては、ちょっとそれ以上のことは申し上げられません。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 12月13日以降だったらそれがはっきりするわけですね、かかわってないということが。仮にそうだとすれば、そこまで事業をとめるっていうことはできないんですか。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 倉迫副市長。

○副市長（倉迫 明君） 疑いが今の施工業者にあるということがはっきりしてないので、それはとめるわけにいきません。それで13日に閲覧を申し込みますけども、すぐにそれが閲覧させてもらえるかどうか、これもわかりません。そういう手続をしていくということで調査を進めたいというふうに思っております。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） はっきりしてないということは、そういう可能性もあるということでしょう。五分五分っていうことじゃないですか、50%。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 倉迫副市長。

○副市長（倉迫 明君） 今、市長が申し述べたとおり、警察も調査をやっております。それで、そういう事実が出ておりませんので、今の施工業者との関係というものはないものというふうに思っております。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） だから、倉迫副市長がそういうふうに思ってるだけではだめでしょうという話なんです。そういう、ないですよっていう、きちっとした証明があって初めてこういう事業っていうのは前に進んでいくんでしょ。赤磐市なんかでも暴力団排除条例っていうのができてますよね。そういう反社会的勢力っていうのがそういう事業に絡んできたらだめなんですよっていうことをきちっと赤磐市でも宣言している以上は、仮に疑いがあれば一旦事業をとめて、その疑いをきれいに晴らした上で事業を進めていくっていうのが筋じゃないんですか。間違ってますか、私の言ってること。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 私は、警察の捜査をもとにお話しさせていただいております。警察から完全に白だということを聞いたわけではございませんけども、捜査の結果、この11月29日に新聞に出ていることがこの事件の警察捜査の結果です。これは、捜査の中ではこの受託収賄という事件でこの暴力団と業者の関係も捜査をしております。これが関係があるということであれば、収賄罪でこの業者も何らかの起訴なりのことが結果として出てきます。これがないということが、関係がないということの証明になろうかと思えます。これ以上の証明は事実上不可能だと思えます。これが我々の確信として、この業者の潔白を証明しているものと受けとめております。さらに、このことで事業をとめ、そうすると現場で、例えば作業員あるいは建設機械、こういったものが無駄に現場でとまります。そのこうむった損害は誰が補償するのか、あるいはこの介護福祉施設がオープンすることを心待ちにしている地域の方々が大勢いらっしやいます。こういった方々の心情を考えますと、このことで事業を停止するということは許されないことと私は考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） ちょっと副委員長、発言をさせてください。いいですか。

〔委員長交代〕

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 市長の理論というのは一面、結果として起訴されなかったから白なのだというのは説得力があるんですけど、逆に言えば、結果として反社会的団体の人は犯罪行為を認めたわけです。略式起訴されて罰金刑になった、100万円お払いになった。ということは、その方は何らかの便宜を受けたから100万円を払おうとしたわけです。その方は100万円払

おうとしたことを認めたんですよ。100万円払う理由は、便宜を求めた結果に対する100万円なんですよ。それは、立証されたわけです。ただ、それがどこから出てきたお金なのか、要するに業者のどこが出したのか。それから誰がもらおうとしたのか。そこは、今回の結果としては出てきてない。その反社会的団体の暴力団だけが逮捕された。だけれども、誰が考えたって、あの暴力団が100万円払うことはしてなかったと、あれはうそだと、無実だと言ったら、それはおっしゃることが正論になるんですよ。払う人もいないんだから、何の嫌疑もないです。だけど、働きかけてその結果の報酬として100万円を用意して払おうとしたわけでしょう。ということは、何らかの便宜を図った事実はこれ否定できないんですよ。それが誰なのか、それ誰が求めたのかっていうことは、今はわかってない。だけど、そこはまだまだ灰色なんですよ。だから、市長の理屈でいくと、結果として誰も検挙されなかったってことは、白とは言えない。この逮捕された人が、要するにお金を払おうとしてる事実がある限り消えないんですよ。そこを私たちは、今岡崎委員もそうですけど、そこが明らかにならないと、赤磐市として暴力団排除条例があり、それから暴対法があり、そういう状況の中で疑われてる事業ということにならざるを得ない。理屈はそうです。

それからもう1つ。市長は熊山の皆さんに申しわけないとおっしゃるけど、熊山の皆さんの中でも当然、そんなに嫌疑のあるような、要するに不正がもしかして働いてるような工事はきちんと明らかにしてから進めてほしいと。まみれたような、100万円がどこから出たかわかんないようなお金がかかわってるような事業はきちっと直して、ちゃんと、犯罪行為を立証されなくても実際は何らかの裏で取引があるのではないかっていう不信感は拭えてないんです。そのことを言ってるんです、私たちは。だから、市長は本会議場で、最初は調査する気がないって言ってたけど、調査しますとおっしゃった。倉迫副市長も公正に調査しますとおっしゃった。びっくりしたけど。調査するんでしょう。だったら調査をする間はそういう不正が疑われることはとりあえず潔くとめなさいっていうことを私たちは求めているわけです。疑いがある以上、それはきちんと筋を通してください、ということについていかがですか。

○市長（友實武則君） はい。

○副委員長（福木京子君） 市長。

○市長（友實武則君） 私が先ほど申し上げたのは、警察の捜査が徹底で行われたということと、その結果は残念ながら捜査情報はお知らせいただけません。しかしながら、警察の捜査としては、この100万円がどういったところから出てきたものなのか、これも調べているはずで、これが今の契約者の業者側から出たものではないということで、今の新聞報道等にある結果です。ですので、これも含めて私はこの捜査結果を全て受け入れて判断をさせていただいております。

そういった中で、この事件について、今個別に問題点を議論する前に、1回私のほうで整理をさせていただきます。この新聞記事等でこの事件は問題点が何点かございます。この問題点を1

つつ整理しました。これを言いますと、まず第1点目、これは皆さん同じ思いだと思います。暴力団と赤磐市議がかかわっているという報道です。これは、暴対法や排除条例、こういったことに鑑みても許されることではございません。これが大きな問題の1つ。それから、2番目の大きな問題として、赤磐市議会で有利となる発言があったということでございます。この有利となる発言とは、内容はこういったものなのか、あるいは詳細について、これは今これがこうだということに明らかになってございません。これを明らかにしないと再発の防止にも努めることができなくなる、そういうおそれがある、これが大きな問題の第2点。それから、第3点、発言によって有利な取り計らいがあったという新聞記事がございました。この有利な取り計らいというのはどういう取り計らいなのか、これが不明です。これについても明確にする必要があるかと思えます。さらに4点目、これらの事件について、その真相を含めて明らかとしてこれを責任のある対応、そして赤磐市民の皆さんへのお知らせをすることが求められているという、4点の課題がこの中にあるんだと、私は思っています。

そういう中で、赤磐市として執行部、市としてまず第一にやらないといけないのは、3番目の、発言によって有利な取り計らいがあったという新聞の記載、これについてしっかりと説明する責任を持っているものと思っております。この責任に対しては、本会議場でも申し述べました。先ほども担当あるいは副市長からも申し述べをさせていただきました。私たち、市長を含めて執行部にはこの有利な取り計らいは一切しておりません。こういったことを申し述べます。また、これについて、そんな保証がないじゃないかと言われる方もいらっしゃるかもしれませんが、でもこれは、そういう警察捜査の中で職員の事情聴取もたくさんしてございます。そういう中で、各職員の証言の中で突き合わせていったこういった有利な取り計らいはなかったものということがはっきりしたということでの起訴が確定し、罰金刑が確定したということでございます。その起訴状の内容について、これは確認ができてございませんけども、この結果がひっくり返るような内容は、記載は到底ないということでございます。したがって、我々市のほうとしては、有利な取り計らいは一切なかったということを、いま一度断言をさせていただきます。

そして、残る3点について。特に1点、2点の関係は、やっぱりこの当事者である赤磐市議会議員の発言が求められているものと、私は思います。1番、2番について、当事者である市議会議員がきちんと説明をし、その責任を果たしていただいて、その上で4番目の市民への責任をとっていくということが、今一番求められているものではないかと思えます。そういう中で、この工事変更契約は、いずれも市のほうから請負業者のほうにこういう機能を拡大させたい、充実させたい、そういうことでこの変更をぜひとも施工してくださいという、市からのお願いに基づいての変更でございます。これがプロポーザルの契約にしっかりと、こういった市からの提案に対しては変更の対象になるということになってございます。そういったことで、岡山県の建築工事の施工ガイドラインに基づいて、今回の設計変更に伴う契約変更を議案とし

て上程させていただいているものでございます。御理解のほうよろしくお願い申し上げます。

以上です。長くなりました。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 2つ聞きます。

1つは、今る述べられましたけど、私が申し上げましたように、要するに刑が確定したわけです。100万円を渡そうとした事実があります。これについて、市長はどうお考えですかということが1点。

それからもう1点。これは、これから委員会として取り組まなければいけないことなんですけども、実は今回のこの2つの業者が決まる前に、昨年9月、10月ですか、この入札に関する談合情報というものがありました。これは、今受けている2業者じゃない業者名を出して、入札が始まる前からある議員がこういう談合もどきのことが行われてる、不正だと、今回のこの事業の入札はって言って、庁舎内で大声で叫んだ人がいました。それを私たちは聞きまして、見過ごすことはできないということで、公正取引委員会の何とか法で調査ができるんです、入札に疑いがあったときは。その入札についての調査をこの委員会ですることを決定し、調査をしました。調査をした結果は、要するに調査に至らないと。情報が足りないから談合と言えないという結果で、そういう不正な情報があったんですが、結局解明ができないままきました。それで、今回11月8日にこの記事が出たんです。ですから、今回の入札は、最初に不正があるのではないかという議員がいて、その不正について調査をしましたが、結局不正が明らかにならないままきまして、今回の入札が行われたわけです。そして、今回こういう反社会的な団体がかんでいたんだということが明らかになった。こういう経緯の中ですから、私たちは極めて慎重にやりたいと思ってるんです、議会としては。まあ、平たく言えばなめられたなと思っています。私たちは一生懸命審査してきましたし、そういう不正な情報があるということで調査にも入りましたし、しかしその結果が白だったと、疑いに至らないという結果でした。にもかかわらず、こんなことが起きる。これは、私たちの委員会としてはもう責任を負いかねるような事態だと思っています。

最初に質問した、実際100万円は払うことを認めた暴力団がいることと、それをどう考えるのかということと、その2点目のことについてお答えをお願いしたいと思います。

○副委員長（福木京子君） 副市長。

○副市長（倉迫 明君） まず、談合情報があったということで、その扱いについては公正入札調査委員会を開きました。それで審議しましたけど、いつ、どこで、誰が、何をしたのかという具体的な事実をお聞きしたけど、もうそれ以上ないということでした。それで、その情報について警察とか公正取引委員会にも確認をいたしましたけども、この情報ではもうこれ以上調査というか、そこにまではもういきませんということで、そういうこともあって、公正入札調査委員会では、ここで審議はとりあえず、今の段階ではしましたということで、また何か

そういう具体的な情報があつたら教えてくださいということを申し述べたところでございます。

それから、暴力団が市議会議員の方に100万円を渡そうとしたという贈賄での逮捕ですけども、新聞情報等を見ましても、事業者の選定をめぐる議会などでの発言で有利な取り扱いをしてもらったというふうに情報がありますけども、公共工事からその100万円が出たとか、そんなことは一切なくて、事業者の選定をめぐるということではかないので、公共工事から100万円がというようなことはありません。

それから、公共工事に関して、先ほど市長も言いましたけども、暴力団との関係というのは、私や職員に対しても一切ないし、公共工事の事業の施工業者のほうに確認しても、それはありませんということです。暴力団排除条例に基づいて誓約書も出していただいておりますから、その誓約書は大変厳しい内容になっております。それで、起訴されたところで、事業者との関係性ということは一切明らかになっておりません。そういうことはないということと考えざるを得ません。そういうことで、この変更契約につきましては、多くの皆さんが楽しみにされてる事業でありますから、工事を中断とかというわけにもいきません。それにまた業者の方が迷惑、損害賠償ということにもなりますので、市としてはそういう状況の中で、事業の中止じゃなくて変更の契約のほうを承認をいただきたいというふうに考えております。

○委員長（原田素代君） 一応、私最後にしますけど。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） この60号の議案と結びつけないでください。今の議論。最後そこへ落とし込みたいんでしょうけど。

さっきから平行線なんですよ。消去法で、だからゆえに白だという論法なんですよ。だけど、事実として100万円を渡したってことは、何らかの便宜が図られたから100万円を渡したっていうのが普通の常識では感じます。それが誰なのかはわかりません。わからないということは、疑われるわけですね、今の業者が。もしくは、今の業者に関連する業者かもしれない。今の業者は白だと言っていると、誓約書もとってるんならそうかもしれないけど、それにつながる部分で関係があるのかもしれない。とにかく、100万円が生じてしまった、発生したってことは、何らかの疑いも発生してるんです。だから、そのことを問題にしてるっていうことと、市として1度、今申し上げたように、昨年入札に関する疑惑の情報が入って、公正入札調査委員会も起こして、その結果、調査に至らなかった。だけど、今回こういう形で暴力団が実は入ってた。この一連のことについて、私たちは物すごく重く受けとめてるわけですよ。こんなことあっちゃいけないと思ってるんですよ。だけど、市のほうは、いやいや白ですと、何ら問題ないと、どこもかかってないから信用してくれと、熊山の人が熱望してるんだからとめるわけにいかないと。ちょっと議論がずれてますよね、ということで、もう1度お答えいただいて、私は戻ります。

○市長（友實武則君） はい。

○副委員長（福木京子君） 市長。

○市長（友實武則君） 2点。

まず、工事の発注前に談合情報があったということのお問い合わせでございますけども、これは、その談合情報に基づいて私たち公正取引委員会にも相談をしながら徹底した調査をするものということで臨みました。そして、この情報提供者である方にさらなる情報の提供をお願いし、そこからの情報がない限りには調査も進まない、そういったことから、その情報提供者にお願いをしたんですけども、この情報提供者からそれ以上の情報をいただくことができなかったということから、我々の調査もいわゆる手詰まりになりました。そういったことも含めて、これを公正取引委員会のほうに御相談に行かせていただいて、公正取引委員会からの答えとしては、これ以上は調査できない、することが不可能ということで、この調査はそこでいわゆる頓挫をした状況でございます。そして、この工事については、プロポーザルによる審査が行われ、御存じのとおり結果になっております。

そして、100万円の財源がこの請負業者の何らかの関係から出ていったものではないかと、その疑いがあるということで御指摘でございます。これについても、当然そういう想定は誰でもできることでございます。これについても、警察のほうでこの一連の捜査の中でとことん捜査をして、その結果が今回の起訴ということでございます。これ以上の捜査を、じゃあ我々が警察にかわってできるかという、これはでき得ないこととなります。警察の捜査の結果を信じて我々はこの判断をしているわけでございます。

以上です。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（原田素代君） かわります。

○副委員長（福木京子君） 交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 今、談合のことで、誰が、どこで、いつとか、それがわからんのに結局何もなかったというような。今回は、誰が、どこで、いつとかというて、これ今わかるとる段階でも誰がという、暴力団が、議員がと、100万円をとかというて、事実がもう確実に上がってきとるじゃないですか。ここまできとる段階で、これからやろうという、これから調べにゃおえんことが、どうなっていくんだらうというんで、皆さん、きょう傍聴に来られた方もそうですよ。どういうふうな取り組みをしてくれるんじゃないかというて、皆さん来られる。この議会から、今もカメラで中継しとる、恐らくインターネットで見とられる人もおると思います。このまま今の、ないないずくめの話じゃったら。市長、この前も議会で私、質問したときに、それはそれなりに調べたんでしょ、この事件とは、私を含めて職員は一切かかわ

りはないということをはっきり大きな声で言われました。そのときに思ったのは、まだ時間がないから職員さんのところは調べたんじゃろうけども、これから自分らのできることというものやっけていくということじゃろうなど。職員以外はまだはっきりそのときにお答えにならんかったわけじゃから、恐らくこれからわかってくることを1つずつ詰めていくんじゃろうなど、こう私は思うたわけです。だから、警察が全部、警察で調べたことが上がってきたことというわけ、それを全部、それは確かなことでしょうけど、それだけじゃなしに、やっぱり取り組みというのがあるし。それと、こういうような状況の中で、工事はとめれない、進めていくということであれば、地元の皆さんに迷惑をかけるからと、やっぱりこれは責任転嫁しとるような話で、地元の皆さんも、それは早くいいものをつくってほしいというのは当たり前のことですが、やっぱりこういういかがわしい、わからん、その中で、疑念がある中で建物ができていくということには納得できないと思うんですよ。きちっとした中できれいな建物へ入りたいと、使いたいというのがやっぱり私は、ここで一遍立ちどまっても、はっきりした状況を市のほうから発表できるというんですか、市民の皆さんにも、ここまでやったけど、警察の当局のこともひっくるめて、このことに不正がなかったんだというんなら、なかったという、やり切ったと言わなったら、今の100万円をさっきから言うように、大変なことだと思うんですよ。100万円渡そうとして、そしてこの事件が、この間済んだというても、100万円の罰金を払うという形で、その人間が100万円の罰金を払って済んだという。100万円の罰金というたら、いろんな事件なんか私らも新聞で見ることがありますけれど、何万円の罰金とか、何十万円の罰金とかというふうなのは、似たような事件でも見ますけど、100万円の略式命令が出たやつを即、その日払って帰ってという、100万円というたら、私はそれは、犯罪にやっぱり関係ない人に100万円とかというようなことは、もしくはちょっとかかわるとるぐらいなことでもそんな金額にはならんと思うんで。私は私なりに、自分の角度で、物差しで物を見てます。それは執行部の方は執行部の方でそれなりの尺度というものがあると思うんですけども。ただ、私が何ぼ言うても工事をとめたり、はっきりしてやろうというわけにはいきません。それを決断するのは当然市長さんだと思うんで。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（原田素代君） いいですか。

友實市長。

○市長（友實武則君） 私は、本会議、それから先ほども何度も申し上げます。でも、うまく伝わらないようなので、はっきり言わないといけないなと思いました。何度も私はこの赤磐市議の方に呼びかけをさせていただいております。この赤磐市議の方が名を上げて詳細に語る事が第一、そして市議会で有利となる発言は一体何だったのか、こういったこともひっくるめてきちんと白日のもとにさらしていただいて、判断をしていきたい。また市民に対しても、これを正確にお伝えすることが、これがこの赤磐市議の責務だと思います。市民の皆様から選

んでいただいて市議になっているわけでございます。その負託に応じて、市民の皆さんに、市議会議員ならきちんと説明してくださいという訴えをずっとしてきました。しかしながら、これに応じていただけていないというのが現状でございます。本会議でも申しあげましたように、この工事を云々ということは、この市議の発言が全ての起点になると思っております。そして、この請負工事を担っている業者あるいは市執行部に、何度も申しあげましたように、一点の曇りもないということをいま一度申しあげておきます。そういった中で、この判断を市議会としてしていただければと思っております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 1つ、ちょっといいですか、先に。

じゃあ、先にどうぞ、保田委員。

○委員（保田 守君） 市議会のほうでは、やっぱり倫理審査会において、その人の責任の所在をはっきりするというので、全員で、これははっきり追及していきたいと思えます。また、市長の決意はようわかりました。まだそれでも市のほうが100%というわけじゃないと思うんで、これで問題が、市議がしゃべって、その中で市の人なり業者の人がかかわるとという事実が出てきたりした場合は、市のほうもやっぱりきちっとした対応をしてほしいと。そのためにも、やっぱりここで早々に工事を行け進めでなし崩し的にやってしまうというのは、私は問題があるんじゃないかと思うんですけども。その点、どうでしょうか。

○委員長（原田素代君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 100%ないのかと言われましたが、500%ありません。これだけは断言します。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 私も岡崎委員、原田委員、保田委員と考えが一緒なんですよ。やっぱり市民の側からしたら、もうこの暴力団と絡みがあったという事実、これはもう事実なんですよ。だから、これを何らか解明しない限り前へ進まないと思えます。それで、保田委員も言われたように、議会は議会できっちりこういう委員会もちゃんと、倫理審査会をもう設置したんですから、だから議会は議会でするんですから、それを一番に言われても、執行部は執行部として何をすべきかということでやっぱりやっていただきたいんです。それは500%ありませんと言われたって、やはり検察のところではわかるのが12月13日か何か、そういうときには何らかの資料を請求して明らかになってくるわけでしょう。だから、やっぱりせめて、その資料が出てこないと、やっぱりそれは前へ進めないんじゃないですか、いい事業でも。やっぱり熊山地域の方は市が言われたように、一日も早くしてほしい、それはもう当たり前なんです。でも、そういう疑惑がある中で、何もなかったように前へ進めていくということは、それはもう

考えられないし、それは皆受け入れられないと思うんですよ。だからやっぱり、ここで一度立ちどまって、そこが明らかにならないと前へ進まないと思います。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（原田素代君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 何度も申し上げますが、暴力団とかかわり合いがあったのは、市ではなくってこの市議会議員なる人物なんです。そこをしっかりと見据えて物事を判断していただきたいと思います。この市議会議員が13日にもしかしたら名前もはっきりするかもしれませんが。でも、そこから、名前がはっきりしたのではなくて、これは自分から市議会議員で市民の負託を受けている身であるのなら、自分から名乗り出て説明するのが私は第一歩だということ、何度も何度も申し上げております。そこからが始まりでございます。そして、これも何度も言いましたが、市あるいは執行部、そこにこの事件に関して何らかのかかわりを持った者はおりません。そこだけは断言できます。この13日に起訴状が照会されてもこれは、今私が言ったことを裏づけることしか出てきません。それ以外のことは出てまいりませんので、この13日を待つという話でもないと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） ちょっとお願いしてもいいですか。

○副委員長（福木京子君） はい、わかりました。交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） 私が申し上げた、昨年の入札疑惑の一連の、この間の経緯の深刻さを市長は理解していないんだなあということがすごくわかりました。僕は潔白だ、みんなも潔白だ、何も疑いがないって、それ市の責任のとり方ですか。議員が第一義的に問題があるとおっしゃるけれど、議会が、その議員が100万円もらうってことは、その後ろに入札、市の事業があるからですよ。入札は議会の権限にはありません。執行部の事業でしょう、入札は、権限があるのは。私たちはそこに介入できないんですから。でも、暴力団を介して介入した議員がいたことは事実です。あなたたちが幾ら白だ、白だっちゅうても責任を感じてないじゃないですか、何ひとつ。市長の責任のとり方って、自分が潔白だってことを証明することが責任のとり方だとは思わない。入札の事業をやる市としての責任の重み、1度不正の情報があったことが事実で、調査にまで至ったと。それにもかかわらず犯罪が起きた。このことについて、市として責任を感じないんですか。白か黒かの問題以前に、入札のあり方とか、入札のさまざまな問題を洗い直すとか、新たにこういうふうにと考えると、それが無い限り、第二、第三の不正が入ってるじゃないですか、今実際。伝えるように、11月3日にまた同じ議員が、今度はクリーンセンターの解体工事の入札について、業者名を挙げて不正があったって言ってる。3度目ですが。もうさんざん私たちは腹を立ててるわけですよ。それをやるのはあなたたちなんです。議員が間に入るか入らないかは議員の問題です。議会の問題として徹底的に明らかにし

ますよ。それはでも、あなたに言われたくない。あなたが責任とってないもの。どうするんですか、これから同じようにやるんですか、プロポーザルで。3度目ですよ、その議員が言うのは。一番最初は5年前の、環境センターの委託契約の問題で、本会議場でどれだけ言ったか、民間業者の悪口を。そいつを絶対委託させないって言った、その議員は。そしたら、そうになった。その業者は外された。この事実から、私は今回徹底的に明らかにしようと思ってます、うちの委員会の責任として。その入札をやるのは私たちではなくて、執行部、あなたたちなんですよ、副市長の責任なんですよ。最初はいらっしゃらなかったけど。その一連のことについて、きちんと問題を洗いざらい見直して、改革をしたいって一言も出てこない。おまけに、最後は議員が悪いんだろう、議会が責任とれって話ですか。こんな腹立たしいことはない。議会を本当に侮辱してますね。自分たちの責任、どこに投げつけるんですか。私たちが執行部に入ってって執行部の問題明らかにしなきゃいけないんですか、そんなことしないでしょ。自助努力ですよ、自浄化、それが一言も出てこないことについて、私はずっと耐えてきましたけど、最後は議員の問題出してきた。それはあなたたちが言うことじゃない、私たちがやることです。どうですか。

○市長（友實武則君） はい。

○副委員長（福木京子君） 市長。

○市長（友實武則君） プロポーザル方式の業者決定についていろいろ言われましたが、このプロポーザル方式も、法律に基づいて的確に実施しております。これについても、このプロポーザル方式そのものについても警察の捜査を受け、警察からこれは適正に執行されてると、公平な執行が実現されてるといふ答えをいただいております。そういう中で、責任をとれと言われて、どこに責任をとる部分があるのか、私には理解できません。

以上です。

○委員長（原田素代君） もうコミュニケーションがとれないということがよくわかりました。

いいです、わかります。

○副委員長（福木京子君） 委員長交代です。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） ほかに。

ちょっと休憩とりましょうか。

そしたら、11時10分まで休憩をさせていただきます。お二人からも質疑なり御意見なり、大森さん、光成さんお願いします。じゃあ、10分から始めます。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（原田素代君） 休憩前に引き続き、審査を進めてまいりたいと思います。

大分議論が出ているんですが、御発言のない委員さんもいらっしゃるので、どうですか。御意見や御質疑がありましたらお願いします。

○委員（光成良充君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 光成委員。

○委員（光成良充君） 今、委員長や私、大森委員以外の方からはいろいろ話が出ておりますけれども、私としましては、13日以降に検察のほうの書類等が出てくる可能性があると言われてるので、今お話しされてるのが、ちょっと架空というか、はっきりしない中での話し合いをされてるというふうに感じております。13日以降の内容がはっきりわかれば、話の内容がもっと詰めていけるのかなと思いますので、私としては、今ここでどうのこうのという発言は差し控えさせていただいて、出た時点でまた委員会等が開かれるのであれば、倫理審査会ができておりますけれども、担当委員会としての話し合いもできるかなあとと思いますので、それを私は待ってみたいと思っております。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい。

どうですか、大森さん。

○委員（大森進次君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大森委員。

○委員（大森進次君） 私も、話を聞いておりますと、どちらの言い分もあろうかというふうに感じております。事実、100万円というお金が動いてしたということは大変なことでありまして、また一議員として、男性議員としてそう市民の方に見られているっていうのはあると、やっぱり不愉快でなりません。こういった問題があってはならないことで、市の行政としても、暴力団排除条例とか倫理会、今は議会でやってますけれども、そういったことを含めて、先ほど光成委員も言われましたけど、13日に何らかの答えっていうんですか、情報が入るみたいなんで、私もその情報を聞いてから、また会議のほうを進めていったほうが効率的じゃないかなというふうに思いますので、私の意見としてはそういうふうに思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） それでは……。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 何でしょうか。

○保健福祉部長（直原 平君） 担当の部として意見を言わせていただきたいのですが。

よろしいでしょうか。

○委員長（原田素代君） どうぞ、直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 先ほどからいろいろ御意見をお聞きしております。

担当の保健福祉部といたしましては、今回の設計・施工一括のプロポーザル、これが初めて

のことということでございまして、その方法については決して間違いはなかったということでは思っております。この暴力団の関与につきましては降って湧いたということではございまして、先ほど市長も言われましたけれども、市としては全く大変遺憾ということでございますけれども、入札の方法と別問題と思っております。

プロポーザルにつきましてはいろいろと検討を重ねた結果で、一連の事務については職員が懸命に取り組んできたということもありまして、今後反省点を含めてその方法について一層研究、努力してまいりたいというふうに思っております。

それから、今回の事件については、担当課としても非常に重く受けとめていることは確かでございますし、これが解明しない限り工事を一時中止してはというような御意見もございました。

現在、状況といたしましては、熊山の工事現場では毎日40人の方々が、土曜、日曜返上で1月31日の完成に向けて一生懸命努力をさせていただいております。4月の開所というところを目指し中で、原課としては業者の方々それから職員一丸となって取り組んでいっているわけでございますので、その辺も十分考慮していただきまして御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） どうでしょうか。もう前段の部分については、ここで一応終わらせていただいて、議案として第60号の1,800万円についての議論に入らせていただこうと思っております。ただ、残念ながら、その前段で疑惑ではないかという平行線の議論でございますが、それを受けての今回の1,800万円ということなので、そういう議論になるかと思っております。

委員の皆さんの積極的な御発言をお願いします。

保田委員。

○委員（保田 守君） 工事の内容でお聞きします。

これは1番が階段とか、2番がトイレブース、トイレの数とかというたりするのは、最初の段階で必要な個数とかというのはわかるんじゃないですか。どうも、それから非常階段の避難経路の確保とか、これなんか初期の段階で避難するにはこうで、こういうもんが必要じゃということなんで、後づけで出てくるのを見たら、これは設計ミスがあったんかなと思うたりもして。これは、今さっきの話では、うちのほうからお願いしてつくってもらったというようなお話じゃったと思うんで、当初のトイレとか避難経路の確保というのはきちっと最初からせにゃあおえんもんだろうから、それが入ってなかったということなら設計のほうにも責任があるかと思うんですけども、その辺はどうかということと。

旧の施設の解体のアスベスト等の撤去分です。これは説明でアスベストはあるということは当初から言われてました。聞いております。やはり、アスベストというのは、今、処理する、絶対にきれいに取らにゃあおえんもんで、飛散さすわけにいかないということで、アスベスト

がある建物についてはレベルもランクづけがありますよね。1とか2とか3とか、レベル分けしてます。我々、一般的な工事が出てくるのはレベル3ぐらいなやつのカラーベストとか、一般的に木造の住宅から出てくるような廃棄物のカラーベストは、アスベストに含まれたカラーベスト、それから天井材の内装材ぐらいかな、壁の内装材と。そこら辺はレベル3ということでも普通に扱うんですけども、鉄筋の建物には、一番始末が悪いのが吹きつけしてあります。多分、あれは昭和49年だったか、法律が改正するまでは当たり前前に吹きつけて、コンクリートへ断熱効果だったり結露防止だったり裏から吹き上げてやっとなんかという、鉄筋コンクリートの建物それから鉄骨の建物にはようありました。それを取るのが、今、国の除去費用というんが、国のほうから出しとんのが基準で2万5,000円から9万円、1平米を除去するのに。そしたら、建物によったら鉄筋とか鉄骨をやりよったら解体費用と同じぐらいアスベストの処理料がかかるというもんが結構あります。

だから、私が言いたいのは、そんだけのお金がかかるものを、当初の段階でアスベストがあるということがわかつたら、どのぐらいあるんかということ業者のほうで徹底的に調べて、アスベストについては事前の調査と報告義務があります。それだけ国のほうも飛散したら非常に危険なもんだから厳しく規制してあります。それから、業者のほうも後からそんなお金がかかるもんが出てきたら、もう予算的にも大変なことになるから、当初の段階でかなり調べます。追加で、ここへ出とられるような金額、500万円とかのようなのを追加で一般的に請求したら、最初のアスベストの処理料じゃなしに、後からの分でこんな金額が出てきたら拒絶される問題になりますよね、支払いできないとか。最初にきちっとしくもんじゃないかという答えが返ってくると思うんです。その辺はどうなんですか。何か、僕から見たら、市がお願いして追加で、全部でこれは何やかんやで1,873万8,000円ということなんですか、予算書を見たら、追加で要るんが。何かこれで追加で調べよったらまた出たから、この上に、何かこういう体質がうちにあるのかなと思うて。後から請求すりゃあお金が出てくるような。森友学園みたいな話で、何でこねんなことになったんと言うたら、またそこへこんなもんが埋まつたらとかというて、あっても何やどうかわからんような話ができ上がっていきますもんで。

これは最初の段階で、私はもうアスベストについてはきちっと業者が調べておくべきもんであって、これは向こうのミスじゃないかなと自分では感じるんですけども、その辺はどうでしょうか。最初の設計ミスじゃないかということと、両方お答えをいただきたいと思うんですけども。

○委員長（原田素代君） 答弁を求めます。

○保健福祉部参与（溝口 誠君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 溝口参与。

○保健福祉部参与（溝口 誠君） 委員の御質問にお答えいたします。

今回のプロポーザルは提案型のプロポーザルでございまして、市が図面、金額、設計書を作

成せずに要求水準という指標を提示し、業者からの提案された建設事業費、図面双方を勘案し、選定を行ったものでございます。

プロポーザルの提案時、2者とも一長一短の提案があったかと思われます。その中で、選定委員の選定の合計加点と採点という上で選定されたということでございます。建築基準法上はどちらの提案もクリアはしておりましたが、よりよいものとして市の意向を取り入れたものが今回の変更ということでございます。

まず、階段についてお答えいたします。

建築計画を行う上で、最初に配置するのが機能でございます。それをつなぐ線、動く線と書いて動線と読みます。機能と機能を動線をつなぐ作業が、建築計画で最初に行う基本の計画でございます。

今回の変更でございますが、建築基準法上はクリアしておりましたが、2階部分に共同支援機能それからサービス付き高齢者向け住宅の2施設がございます。それに加え、管理用の部門がありますので、合計3つの機能となります。当然、動線についても3つの動線が必要となります。

今回の設計図面、提案図面については、屋内階段1カ所、外部階段1カ所でございますが、建築基準法はクリアしておりますが、通常使う動線としては屋内階段1カ所ということになりますので、動線が重なりまして機能が不便となります。また、所管官庁である岡山県より動線の重複を避けるような指導もありました。以上の理由で、動線の重ならないような内部階段を1つから2つに指示したという事柄でございます。

今回の変更増に関して申しますと、階段については提案時の質疑事項の一部として、変更対象とはしておりません。階段がふえたことにより、増床部分については協議を重ね、最小限の増床ということで計画をさせていただきました。その増床部分の柱張り、床の一部について変更したということでございます。

それから、アスベストでございますが、アスベストについては当初の病院図面のほうからあるのではないかというような疑いがありましたが、現場を見る限り、アスベストと岩綿、これは外観上はわかりません。調査をして判明するというところでございます。今回のプロポーザルの時点で業者のほうから質疑事項が出まして、調査をして変更の対象と、別途協議するというところで業者のほうに申し伝えたということでございます。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 国の決まりで調査をして届けを出すようになってますよね。それは後からになったということなんじゃろうか。それと、見積もりの段階でアスベストをどこへ使うとるかという話じゃけど、見えるところへは一般的にこういう建物であつたら、この上のコンクリートの部分の天井とかはりとか、この下の部分の裏側になる部分とかに一般的に使うわけ

で、あるかどうかというような話はその段階でするのはちょっとおかしいと思います。5万円や10万円のできるようなことじゃないから、どうせせにゃあおえん、なくて当たり前なんだけど、業者としたら見積りの段階でそれがなくて、普通の書いただけの金額になるんだけど、解体ということになったら、年数を言うたらアスベストは、もう今さっき言うた昭和49年から50年以前のもんだったら絶対鉄筋の建物には使ってます。木造の建築であれば使うとって、さっき言うたようにスレートかカラーベストかみたいなものであれば処理法が、そんなにはかからんです。それでも、一般廃棄物のコンクリートや瓦に比べたら6倍ぐらいは現在でもかかります。それがレベル1の吹きつけたアスベストということになると、もうとんでもない金額がかかるのは、さっき言うたのは削り取るための工法をいろいろ使って、飛散させないためにやったら、国の定めとる2万5,000円から9万円の中でおさまるといって、でもどうでも五、六万円かかります、1平米。そんだけのお金がかかるものを調べずに、後からというようなことで話がまとまるという、これは業者には落ち度がなかったんなら、我々サイドで執行部のほうもこれから解体やプロポーザルをやっていくという中で、考え方を変えにゃあおえんのじゃないかなと思います。

解体というのはめぎゃあええというもんじゃなしに、今ごろ、間違ったら人の命を奪うというもんです。アスベストが何で悪いかというたら、飛散して、それが肺気腫を起こしたりがんを起こしたりするから、一般の関係ない人にも健康被害が出るから徹底的に飛散せんようにしなさいということで、取ったやつをまた運ぶのも嚴重にして、最終処分するのも絶対に飛散させないようにしてやるわけじゃから、そこが何かこういうふうな、業者が悪いんかこっちが悪いんかわかんけども、めいだらあったみたいなことじゃたらおえんと思う。あるんなら業者のほうも徹底して調べるんが義務じゃろうし、そうせんと解体の途中で、めぎょうたらアスベストが出てきたというたら飛散するんです。現場でオペレーターで解体のユンボみたいな人をいらようる人が、そんなことは知らん、早うめがにゃあおえんから、工事でこうやっていらようたら、何ぼアスベストがついとって何でももう切り倒してしまいます。だから、そこら辺を、もし業者に指導ができるんなら指導していただかにゃあおえんし、うちのほうはそういう認識を持ってもらわにゃあおえんと思います。後からというて、それは絶対に業者の、おたくのミスじゃないですかというのも、もうプロポーザルのさっきの契約の中へそれが入ってなかったんかどうかは私はわかりませんが、これは絶対ミスです。今、こういう、さっきの議案の難しい問題を抱えておる中で、これはもうあやふやにしていくことはできんので。これはもう完全に、トイレなんか一般の人が見られても、後からトイレが足らなんだ、動線、非常階段がもう1個要るじゃというたら、何を考えとんならというて、それだけプロの人が7億円も8億円もかけてやるんじゃから、僕はその根っこの部分がそんなことじゃたらちょっと考えられんし、業者のほうへも嚴重に指導してもらわにゃあおえんと思います。

○委員長（原田素代君） はい。

○委員（保田 守君） これは明らかにミスだと。

○委員長（原田素代君） 答弁をお願いします。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） アスベスト等の問題のお話が出ておりました。事前に存在がわかっていたのだからということでございますけれども、今回の設計・施工一括のプロポーザルにつきましては要求水準というものを提示しまして、それに対する提案書を提出していただくという形でございます。詳細設計ではございません。ですから、提案書を提出する前のこのアスベストの質問におきまして、アスベスト処理の質問があったわけです。これに対しまして市としては、存在を確認しておりましたけれども、必要となる対策工事に係る費用につきましては予定価格に組まず、工事内容及び費用については別途協議ということに、プロポーザルをする前、2つの共同体が入札にはいられましたけれども、2つの共同体にはこのことを周知いたしております。このことによりまして、今回協議の結果、変更額に含めるということにしたわけございまして、保田委員がおっしゃるように、アスベストがありますと飛散したりとか人的被害が考えられまして、これにつきましては特に廃棄物でありますから十分な処理、措置、運搬、注意しなくてはいけないということでございまして、今回の変更というところになったわけでございます。ですから、ミスということではございません。

○委員（保田 守君） よろしい。

○委員長（原田素代君） いいですか。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） アスベスト以外で臭化リチウムが含まれてたというか、あったという話がありましたよね。

この臭化リチウムっていうのは、病院のなんかに使う吸収式の冷凍機に含まれているとか使われているもんなんです。これが結構潮解性が高いもんだから、これが水分を含むと強アルカリ性になって、物すごい人体に被害が及ぶわけです。pHで12.5以上という、人の皮膚に触れると溶けてしまうような物すごい劇薬になるわけです。病院ですから、そういうものがあって当然だと思うんです。病院を解体するっていうことはそういうのを前提にした上で見積もりを出していかれると思うんですけど、ここらあたりはまさに抜けてたっていうところじゃないんですか。病院だっていうことを前提にした上での積算っていうのが必要だったんじゃないですか。要求水準書なんかには詳しいことがずっと載ってましたけど。こういうのを見たらやっぱり、そこらあたりもきちっと計算ずくでやってたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、どうなんでしょう。

○委員長（原田素代君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 岡崎委員がおっしゃるとおりでございまして、今回の質疑の答弁等におきましても、アスベスト以外に臭化リチウムまたPCB処理ということを御報告をさせていただいたわけでございます。

今回につきましては、最初の要求水準の中では、今おっしゃいました臭化リチウム等の抜き取り、こういったものは想定していなかったわけございまして、それが出てきたということは想定外と、予見できなかったということでございまして、それにつきまして変更をかせせていただいたということでございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 今、想定外という便利な言葉がありますので、それはそれでいいとしまして。

昨年の12月の市長答弁の中に、今の仕様書、提案の内容、この範囲を逸脱しない限りは、この金額で最後精算させていただきますと。予期しないこと、あるいは経過の中でこの提案書、仕様書に含まれない内容での追加があった場合には別途協議し、ルールに従って議会のほうにも御報告をさせていただくようになろうかと思えますと述べられてるんです。これは市長の答弁です。その予期しないこと、先ほどのアスベストも臭化リチウムも予期しないことになりますよね。あるいは、この工事の経過の中で、仕様書に含まれない内容での追加があった場合には別途協議しと。別途協議してルールに従って議会のほうにも御報告させていただくようになろうかと思えますっていうこの言葉がありながら、出てきたのがきょうなんです、これ。工事金額の内訳書が。なぜもっと早く出せなかったんですか。何回も今まで委員会を開いてたわけです。もう少し早く、こういうことをきちっと皆さんで、この委員会の中で議論ができてれば、いろいろな問題も速やかに解決できたと思うんですけど、おくれたのはなぜですか。もう、すぐ通るぐらいに思ってたかをくくっていたわけですか。

○委員長（原田素代君） 御答弁を求めます。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 今回の変更につきましては、11月のこの厚生常任委員会において2,000万円弱のものを上程させていただきますということで確認はさせていただいておりました。それまでどうして一つ一つの状況について説明がなかったのかと言われましたら、それはもうまことに申しわけないと言うことしかないんですけども、この1,873万8,000円ですか、これの変更額を確定するまでにいろいろな経過がございまして、9月の議会には到底間に合わなかったというところございまして、10月上旬にこの額をほぼ確定をいたしまして、大和リースさんと協議を行い、最終的には11月に仮契約を行いまして、今回この額を12月定例議

会のほうに出させていただいたということで、アスベストの問題でありますとか、そういう問題は解体時にもう既にわかっていたでしょうということも言えると思います。その辺は、私どもが逐一報告できなかったことはまことに申しわけないというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） それからもう1つ、先ほどの階段の動線の関係は仕方がないなど。階段は1つしかなかったわけですから、内側へ。これはいいとしまして、相談室が現在1室とトイレが一般が2室、車椅子が5室あるんです。これはなぜもっと必要なんですか。そこの理由を教えてください。

○健康増進課参事（岡本和典君） はい。

○委員長（原田素代君） 岡本参事。

○健康増進課参事（岡本和典君） 当初の案としましては、1階の女子トイレのブースが2ブースでございました。住民説明会を5月に開催させていただいたそのときに御意見がございまして、この施設がいわゆる災害時の避難所として計画をしておりますので、そういった避難所になったときにたくさんの方がここに避難をしてこられる、そのときに2つで足りるんですかと。特に女子トイレです。男子トイレはある程度というところではありますが、女子トイレはこれで足りるんですかということで御意見がありまして、確かにその御意見はもっともでしたので、通常の利用としてはこれで十分かなということで、要求水準の中では定めて、この提案で受け入れてはありましたけれども、その後の御意見ということで、確かにそのとおりという判断をしてトイレブースの数をふやしたものでございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

福木委員。

○副委員長（福木京子君） 基本的なことを聞くんですけど、昨年12月の委員会で、議事録も見せていただいとんですけど、それまでの段階で、この施設が8億幾らという金額が示されたときに、できるだけ予算は削減してやるべきでないかという意見も委員会では出されてると思うんです。そういう計画もあるんですが、12月議会でのこの契約金額、この金額が1億幾らの、安くなって契約金額が出されてきてるんですね。そこのところがこれまでずっと審議されてきたから、その金額についてはこれが上限ですねというふうなことを何人かの議員が、私も聞いてると思います。この金額が、上限はもうこれ以上ありませんねということをお聞きしてるんです。その中で答弁なんかでこれが上限ですというふうに答えられております。その後、別途な協議というふうなこともあるんですが、そのときにアスベストのことがちらっと出されたことがあります、そのときにはもう市長がすぐ遮られて別な答弁をされとんですけど、そういう経過のある中で、できるだけ予算は削減してやるということは、もう再三執行部

も答弁しとるわけです。だから、そういうことで進めてるんですから、もう今回出てる分で本当に協議をして、金額が厳しい中でやるんですから、もっと早くそういう委員会にはこの説明をすべきです。これまでの経過の中でそういうふうなことで議論してるわけですから。それこそ岡崎委員も言われたように、途中経過も余り説明されずに、今回ばつとこういうふうなことが出されてきたということについては筋が通らないというんか、これまでの答弁で上限はもうこれが最大ですよということを何回も念押ししてきてるわけです。どうしてもということになれば、それは別途になると思うんですけど。

このアスベストなんかも保田委員が言われましたように、これはもう何か別途協議するようなことにはならないと思います、最初の段階で。それから、もっと言いますと、選定委員会の中には、読んでみますと京都大学の専門家が入って、アドバイザー、こういう方も入っておられるし、土木の関係の専門の職員さんも入って、そういう中でこれは進めてきてるわけでしょう。何でそのところできちっとわからなかったか。そういうことができてなかったかというところもちょっと疑問なんです。今、そりゃ何ぼか説明はありましたけど。そのあたり、御答弁願いたいと思うんです。

○委員長（原田素代君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 逐一変更の点をこの厚生常任委員会で報告するということが本来だったと思いますけれども、これにつきましては、ある程度小さい変更につきましては、その都度、先ほども言われましたが、この契約が当初7億5,708万円ということの中で、この額の中で吸収していただく、この中に含めていただくというふうに我々も考えておりました。しかしながら、先ほど説明をさせていただいた面積の増271平米、それからトイレとか。アスベストということでございますけれども、アスベストだけではございません。解体時にいろいろな問題が発生したものを含めまして500万円ということでございます。そういった形で今回、先ほど福木委員がどうしてもというものにつきまして、今回変更をかけさせていただいたということでございます。ですから、我々の思いとしましては、当初はある程度最初の契約金額の中で泳げるといいますか吸収できるものはあくまで吸収していこうということでございましたけれども、先ほどから説明をいたしております要求水準以外の最低限の要求につきましては、どうしても変更がやむを得なくなったということで今回かけさせていただいたわけで、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 執行部のほうはそういう経過で常に協議しながらされとんですけ

ど、やっぱり委員会としての、あの当時、委員会として3つの確認をして執行部に突きつけて
と思うんです。それはとにかくできるだけ金額を抑えると。それから、期限内にやると。そ
れから、もう1つは何じゃったかな、そういうことも議論してきてるわけです。金額的にもそ
れを追求してきてるわけです、委員会で、重ねて。だから、それがわかっとならできる
だけ早く、こういうことを今検討してるというぐらいな経過報告はきっちりされないとな
らぬと思うんです。幾ら最小限のあれだといっても。だから、本会議でもいろいろ質問があ
りましたけど、契約すればできるだけその範囲内で何とか話ししてやるというのが普通です。
今回みたいに途中で、もうでき上がりが今もう75%か80%までいってる段階でこういうふうな
ことが出てきてるといのは、普通考えられないと思うんですが、そのあたりを説明願いた
いと思います。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 副市長。

○副市長（倉迫 明君） 要求水準書でもう計画はあったものについては、それは増額変更と
いうことにはしていません。そういうものもたくさんあるんだけど、それは契約金額の中で
吸収してやってもらうということになって、計画になかったもの、要求水準書になかったも
のについては、どうしても利便性、使いやすさ等を判断して必要なということで、今の屋内階
段であるとか相談室であるとかトイレであるとか、そういうものを市のほうがやっ
てくださ
いというお願いをして、指示して追加で工事をやってもらってものですから、この分につ
いては業者のほうに全体の中でそりゃ見てくれと、そういうことは、相当の経費が業者とし
てもかか
ってるのでそういうことができません。

それから、アスベストについては、確かにあるというのは病院で、建物で見たらあるとい
うのはわかって、保田委員も言われたように、調査してみないとそれは量もわからないので、
初めからこれだけの量でと想定してというわけにもいきませんので、それで仕様書の中
でも、
また業者への説明の中でも、それは調査をした結果で、それで別途協議しましょうと、そ
うい
うことでスタートしております。アスベストについては、量のことわからないとい
うこと
でやっておる、こういうことをお願いをしとるんですけども、こういうことは岡
山県
の設計変更のガイドライン（公共建築工事）ということがあります。それについて、
この
ようなことにさせてもらっております。それは岡山県のほうに確認をしてみました
けども、
こういうのが一般的であるというふうな話をいただいております。

それから、今の時期にちょっと遅いんじゃないかということですけど、それはいろいろと協
議を
して、まとまったのが少し遅くなったということで、委員会のほうにも報告できな
かつ
たというようなこともあります。それで、公共工事、その建築工事に関して、そ
れは
まとめて工期末に契約をすればいいというふうに、県のほうのガイドライン、方針
にも
そのように示されとるわけです。そういうことで工期末にはなっておりますけども、
ま
とめてここで変更契約

のほうをお願いしたいと、そういうことなんでよろしくをお願いします。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） その最後のその分が甘いんです。これまでの経過を私が言ったように、できるだけ金額も抑えて最大限努力してやるという経過を何回も委員会でも話ししてるわけです。だから、変更で金額が要るんでしたら、途中途中ある程度説明をしておられたら、それはもう理解が得られると思うんですけど。だから、そういうふうに安易に岡山県の工期末でいいんじゃないかというふうな考えがあるから今回のようなことになるわけで。今回、前半で議論されたそういう事件も起こったりして、それとの関係がないと言ってもやっぱりあるわけです。ないとは言えないと思います。だから、その時期的なもんもあったり、はっきり言うたら。そういうこともあるんで、できるだけ早く早く、ある程度見通しがつけば委員会に報告するという姿勢、これは大切なんじゃないでしょうか。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 倉迫副市長。

○副市長（倉迫 明君） 今、言われたようなそういう姿勢で臨むということで努力はしてきましたけども、まとまるのが少し時間がかかったということで、前回の委員会で報告させていただいたと。内容については、ここで今報告させていただいておるということで、時間が少しかかったということでございます。よろしくをお願いします。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 本会議の質疑の中で、この1,873万8,000円ですか、これが合併特例事業の対象になるということを知っていて、私の聞き間違いだったんかもしれないんですけど、95%が合併特例債が使えるというような答弁があったように思ってるんですけども、実際にこれは合併特例債が使えるんでしょうか。この場合、何%ぐらいが合併特例事業になるんでしょうか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 申しわけございません。手持ち資料が、そのときの質疑の内容だったと思いますけど、佐々木議員のだったと思いますけれども、私確かにこの追加の部分、1,873万8,000円、これにつきましては合併特例債が使用できますということを申し上げました。と申しますのが、合併特例債の上限が、平成30年度に申請をしておりますのが、繰り越しも含めまして8億2,300万円程度という上限だったと思います。今回のこの変更をかけたとしても、変更後の額は7億7,581万8,000円ということで、その範囲内の中に限度額が入るわけでございます。その契約金額の95%、これが合併特例債の対象ということになりますので、限度額にはまだ余裕があるということで、この変更をかけても増加分の1,873万8,000円については合併特例債の中で借り入れができますよという説明をさせていただいたわけでございます。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） ちょっと意味がとれないんですけど、要するに7億円幾らのうちの95%が合併特例債で使えるということですか。ほとんどが合併特例事業で工事ができるということによろしいんですか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） おっしゃるとおりでございます。契約金額の95%を借り入れられるということございまして、上限は先ほど言いました、これははっきりとした数字がお示しできませんけれども、8億2,000何がしが今上限ということございまして、これにつきましては契約額が確定しましたら、来年の5月に借り入れ時になりまして、精算して借り入れという運びになります。

以上でございます。

○委員（岡崎達義君） ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） いいですか。

保田委員。

○委員（保田 守君） アスベストについてもう1点聞きたいんですけど、これは解体時に出たアスベストなんで、これは最初の約束というのは、アスベストについたら工事が終わったらかかっただけ精算するよということだったんでしょうか。これはもう実際に上の工事とは違って済んだわけですね。アスベストについちゃあね。だから、解体の途中でわかる状態になって概算で見積もりしますよというんじゃなしに、もうやってもろくて、かかっただけ言うてくれりゃあ出すよという話なんじゃろうか。何かそう、私、文面からとれるんじゃないけど。お願いします。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） これにつきましては、先ほどもちょっと言いましたけれども、詳細設計というものがなされてない。ですから、調査を行って、今言われましたように、量が確定したときに協議をして変更額に含めるということになるわけございまして、おっしゃいますとおり、4月、5月でしたか、解体を行った時点で量も確定をいたしておりまして、その請求額が今回この500万円の中に含まれているということございまして。

以上です。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） やっぱり調査をした段階で金額が出るんならわかるわけでしょう。

○保健福祉部長（直原 平君） はい。

○委員（保田 守君） 何か、今の額面どおり書いとることを見たら、解体はもう済まさにや次に移れんわけじゃから、だからこのお金はアスベストに関しては。

もうここは予算で上がってるけど、済んだことですよ。

○委員長（原田素代君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 補足をさせてください。

アスベストに関する部分が関連しますので、説明させていただきます。

通常の解体等建設工事であれば、その工事の発注に先立って詳細設計等を行います。その詳細設計で現地を調査し、アスベストがあればそのボリュームをきちんと把握して、詳細設計の中でボリュームを確定して発注するというのが通常の発注のスタイルです。そういう中で、今回この複合型介護福祉施設についてはその手法をとらずに、設計と建設工事を一体として、詳細設計つきの建設工事という形で発注をさせていただきました。これは、平成17年に法改正で、公共工事の品質を確保する法律の中で位置づけられた発注手法でございます。設計と建設工事を一体化することによって、メリットとしては質の高い工事が早期に完成することができるということでの制度でございました。それを赤磐市で今回初めて活用して、詳細設計つきの建設工事ということで、早期に工事完成、質の高い工事が完成できるということで、その制度を活用して発注したわけでございます。そういう中で、詳細設計を行っておりませんので、そのボリュームを確定して、詳細設計を工事の中で行い、確定した数字で協議をしましょうという仕様をしていた、その仕様のとおり今回精算を行った結果ということでございます。ちょっと説明がややこしかったんですけども、そういうふうと考えていただけたらと思います。

以上です。

○委員（保田 守君） ちょっとわかりにくいんですけど、今後こういう形でやっていこうと思うとんかな、解体なんかについて。もうでき上がってないものを全部やって、後から予算要求するという。僕はそれがいいのか悪いのか、しちゃおえんことでしょうかという意味合いなんですけど。

○委員長（原田素代君） そう思います。言い値ですから、業者の。

○委員（保田 守君） 手順が違うんじゃないかなと。言われとることはようわかります。それとこれを分けたから、これが後になったんじゃないと。後になっても、そこで解体の途中でアスベストの量を調べようと思うたらできるわけじゃから、その段階でせんと、業者とこっちとの関係というんがちょっと曖昧なことになってしまうと思うんです。

何でそういうふうなことになったんかなと思うて。

○委員長（原田素代君） ちょっと、アスベストを含めて、市長のおっしゃる詳細設計つき工事っておっしゃりながら、詳細設計は後からやったというのが、私も日本語的によくわからないで、詳細設計つき工事ならして当然だと思うんですけど、その辺の表現の方法もあるんでしょう。

1時まで休憩させていただきます、次に移りたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

午後0時4分 休憩

午後1時0分 再開

○委員長（原田素代君） それでは、休憩前に引き続きまして、議第60号赤磐市複合型介護福祉施設整備工事請負変更契約の締結についてを議題として審査を行います。

午前中の質疑がありましたが、そここのところで改めて質疑をお願いして審査を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員（光成良充君） 保田さん、しゃべった答えはないんですか。

○委員長（原田素代君） 答えになりますかね。答えを求める形になりますか。

わかりました。

詳細設計と建設が同時で行われるという方法についての質問だったと思うんですが、御答弁をお願いします。

もう1回質問してもらいます。

○保健福祉部参与（溝口 誠君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 溝口参与。

○保健福祉部参与（溝口 誠君） 先ほどの御質問についてお答えいたします。

請負金額の検証ということでございますが、今回の請負金額に対しまして確認申請の折に出た数量、それを精査いたしまして、国土交通省所管の公共建築積算システムをもって、当初の契約金額の金額並びに数量を検証いたしまして、その請負比率を算出しました。その請負比率をもって今回の回答、業者からの見積もりについても適正なものということを検証いたしまして、比率をかけたもので請負変更金額といたしております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 何かちょっとかみ合っていないような気がしますけど、保田委員、どうでしょうか。

保田委員。

○委員（保田 守君） 私も、アスベストの工事が、要するに工事が済んでから、ここへ書いとる金額が上がってきとんで、それはおかしいんじゃないんですかという質問をしたわけです。その出来高でも、済んでから払うという形になつとんで、今後こういうような形をもう赤磐市はとっていくのかなと、どうするのかなという懸念もあるし、それで委員会の間、間にこういうこともその都度に起きたことを報告してもらえたら、突然これが上がってきたがなど、できたから払うんじゃないというて、請求書が出たら全部請求書払うんかと、それはおかしいじゃないかということなんですけど。ところどころで説明をいただけて話し合いをしていけば、それは理解がつくことも十分あると思うんですけど、今後、やっぱりプロポーザルを進めていく上で、同じ現場で撤去せにゃあおえんような状況が起きて、見えないもん、すぐにわからないもんというのがあると思うんです。そのときに、こういうような形をとったということになりゃ、非常にまずいと。だから、今回のことも、これは何か認めるわけにはいかんと思うんで

すけども、その辺どうでしょうかという。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） それでは、その件につきましてお答えしたいと思います。

今回、要求水準としてさまざまな条件を付しておりますが、事業が進む中で、市と事業者との協議において要求水準以外の部分ということで、先ほどおっしゃいましたアスベストもしかりでございます。それにつきましては、協議をして変更をかけるということになれば、先ほどからずっとおっしゃっていただいておりますように、厚生常任委員会とか各委員会のほうにおかけして、変更契約はその都度というのはできませんから、一番最終でかけさせていただきますけれども、こういった事例がございましたというような報告につきましては、していくんがいいのかなということっております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 最後がわからない。

今、保田委員は、要するにその都度、その都度、きちんと報告を入れて意思疎通ができていたら、こんなふうにならなかつたのではないかと、それについてどう思われますか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） ですから、おっしゃるとおり、最終的に変更になったわけですが、解体の段階でそれがわかっておれば、一応こういった事例はありますと、発生しましたという報告はさせていただきたいというふうに思います。するべきだったと思います。

○委員長（原田素代君） 今後もね。

いいですか。

お二人のほうからはどうでしょう。何かお聞きになりたいことはいいですか。

○委員（光成良充君） 確認でもいいですか。

○委員長（原田素代君） もちろんです。

○委員（光成良充君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 光成委員。

○委員（光成良充君） 今、詳細設計ということでいろいろ話が出てるんですけど、私、詳細設計というのを初めて聞いたんでわかんないですが、私の中で今理解しているのが、最初はその詳細設計の内容っていうのは何も入れてないと。最初の要求水準で、後から出てくるようなアスベスト、臭化リチウムっていうものは、後から幾ら出てくるかわからないから、とりあえずは要求水準で契約をしといて、後でこの内容が出てくるときに、詳細設計つき工事発注ですか、市長の言われた、これが普通考えたら詳細設計をしたものをつけて工事発注をするっていうふうに理解するんですけど、市長の言われることを考えたら、詳細設計をそちらでするよう

にしてくださいっていうのをつけての工事発注っていうふうに理解をしたほうがいいのかなと、その説明ならば。というなら、その説明はわかるんです。アスベストやこの臭化リチウムが出た段階で詳細設計をして、それによつての工事請負契約の変更契約を出して、ここへ出してきたと。そのアスベストは、最初の段階では建物の中に入っているんで、どれくらいあるかわからないと。だから、壊していく段階でわかってくるので、それを詳細設計に入れて、はっきりわかつた段階のものを上げてきて、別途協議をしたと。その後が、先ほど溝口参与が言われた岡山県の何たらかんたらに合わせて金額を出してきたというふうに流れて考えればいいんですか。

○委員長（原田素代君） そのぐらい悩ましいんですよ。わかつていただけますか。わかりやすく説明してください。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 先ほど溝口のほうの説明したやり方ということで、同じことになりますけど、申しわけないですけども、本事業が設計・施工一括発注契約でございまして、契約時に既に工事費を確定しておりまして、契約金額にふさわしい施設設備内容により施設整備を行うことの確認、それから本当にこの契約金額が高値で工事が実施されていないかの確認、こういったことを先ほどのシステムで検証を行いまして、それが正しければ、先ほど言いましたように追加工事のこちらが認めた額を、先ほど査定率というふうに言ったかどうかわかりませんが、その率に勘案しましての最終的に今回変更額が出てきたわけでございます。

具体的には、先ほども言いましたかもしれませんが、建築確認のときに実施設計図書によつて、市としての設計図を作成しまして、積算資料の精査を行いました。当初、契約時の工事金額の査定、査定率の設定を行いまして、次に同じように追加変更箇所の数量、項目を協議、確認をいたしまして、この追加変更箇所の金額を先ほどの査定率に乗じて増額分を算定したものが今回の変更額になると、変更契約額になるということでございます。

この方式については、いろいろ一つ一つ説明すると難しくなつてまいりますんですが、今おおむね光成委員がおっしゃつたような形でやっているということで御理解いただければと思います。

○委員長（原田素代君） わかつてないのにそれが正しいと言われてもわかりようがないんですよ。

○委員（岡崎達義君） 大体おおむねわかる。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 専門員から説明をさせていただきます。

○健康増進課参事（岡本和典君） 委員長。

○委員長（原田素代君） わかりやすくお願いします。

岡本参事。

○健康増進課参事（岡本和典君） 今回の事業の手法につきましては、平成28年度に旧赤磐市民病院の跡地利用の事業に係る基本構想ということで取りまとめをさせていただきました。その中で、結論としてデザインビルド、これが設計と施工の一括発注、これにプラスして指定管理、これが事業の方式としては望ましいという結論が出ました。これは、ここの委員会でも報告をさせていただいたかと思えます。

その結論によりまして、今回の事業に取り組んでまいりましたが、まずはよりよい施設にしたいということで、運営事業者を先に決めさせていただきまして、その運営事業者がこれをしてほしいという提案があったもの、これによって建設を行うという手順にさせていただいております。それで設計・施工の一括発注ですので、民間事業者ならではのノウハウであるとか、コスト縮減でありますとか、工期の短縮、こういったものを図ろうということで一括発注とさせていただいております。

御質問のアスベスト等につきましては。

○委員長（原田素代君） ごめん。ちょっと確認したいんだけど、最初の契約金額はどの段階で決まったと理解したらいいの、今の流れでいくと。

○健康増進課参事（岡本和典君） 最初の契約金額につきましては、運営事業者が決まった後に運営事業者と協議をして。

○委員長（原田素代君） 市がね。

○健康増進課参事（岡本和典君） はい、市が協議をして、要求水準書というものを固めております。つまり、こういう施設で一部屋一部屋がこういう大きさで、こういう設備が要るんだということを、運営事業者と市が細かい協議をさせていただいた上で、要求水準書というものを取りまとめて、今回のプロポーザルにかけております。この要求水準書に従って提案書が出てきて、2業者から応募があったものを点数で評価をさせていただいて、1事業者を選んでおります。

この時点では、事業者提案ですから、いわゆる基本設計の手前の状態が提案書として出てくるわけです。これを今度決められた建設事業者、それから赤磐市、それから運営事業者も入りまして、3者でもって細かい設定をしていくというのが実施設計になります。これが、実施設計ができ上がった段階で、いわゆる建物の仕様であるとか細かい積算の金額、設計金額が出てまいります。

○委員長（原田素代君） 実施設計っていうのが今問題になってる7億何千万円じゃないわけですか。

○健康増進課参事（岡本和典君） そうです。当初契約の金額は、プロポーザル発注前に、い

いわゆる業者と赤磐市とが協議をして、要求水準書ができ上がった段階でおおむねその数字であろうと、それを上限と。

○委員長（原田素代君） 運營業者と市の合意で7億何がしが決まったんですね。

○健康増進課参事（岡本和典君） そうです。それを形にして、概算積算をした結果が。

○委員長（原田素代君） その後に詳細設計をしたわけですね。

○健康増進課参事（岡本和典君） そうです。

○委員長（原田素代君） 実施設計を。

○健康増進課参事（岡本和典君） はい。

○委員長（原田素代君） それがいつされたんですか。

○健康増進課参事（岡本和典君） ごめんなさい。きちんと言いますと、赤磐市と運営事業者が協議をした内容で要求水準書が固まります。要求水準書では、いわゆる公募をかけますから、これでは上限額を提示しております。この上限額以下の金額で事業者が提案してきたこの額が当初契約の金額になります。

それで、この当初契約の金額は、枠内での事業者からの提案額ということで当初契約ができ上がっていくわけです。

これで契約した後に設計に入るということになります。この設計で詳細設計ができ上がってきます。これは、先ほど言いましたが、市と運営事業者と建設事業者の3者で細かい協議をさせていただく。提案によって細かい協議をさせていただいたもので、細かい図面であるとか詳細な金額が決まってくる……。

○委員長（原田素代君） わかりました。

いつ決まったんですか。

○健康増進課参事（岡本和典君） 当初金額ですか。

○委員長（原田素代君） 実施設計の金額。

○健康増進課参事（岡本和典君） 実施設計の金額っていうのは、建築確認の申請ですから7月。

○委員長（原田素代君） 7月ですか。

○健康増進課参事（岡本和典君） ごめんなさい。ただし、実施設計は、7月当初にちょうど起工式をさせていただいたあのときです。きちんと言います。ごめんなさい。5月です。済みません。5月ですね。

○委員長（原田素代君） どっちですか。

○健康増進課参事（岡本和典君） ごめんなさい。5月2日です。5月2日に実施設計が完成して……。

○委員長（原田素代君） 金額も決まったんですね。

○健康増進課参事（岡本和典君） 金額は業者から、いわゆる詳細設計による積算書っていう

ものが出てきますが、それをもとに、先ほどちょっと御説明をさせていただきましたけれども、国土交通省等が所管をしております一般財団法人建築コスト管理システム研究所というところがつくっておられる営繕積算システムというものがございます。要は、設計金額を積算するための積算ソフトです。これをもって金額のいわゆる単価につきましては、赤磐市から依頼をしまして、岡山県から単価を、あるいはコスト情報等から単価をいただきます。これは、事業者にはこの金額はわかりません、公共単価でございますので。赤磐市も岡山県からいただいたものでございます。これをシステムの中に入れて、業者が出してきた、いわゆるこの建物を建てるために設計をした数量、部材とか人件費とかをこの数量に公共単価を入れ込みまして、業者が出してきた見積額と公共の単価を入れた数字というのが、いわゆる著しく業者見積もりが高いものでないかどうかということを検証しまして、これが間違いではないと、著しく高いものではないということを確認した上で、今回の変更契約のもとになる当初契約に対する数字というものを積算しております。

〔委員長交代〕

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 私が聞きたいのは、時系列なんです。要するに、どの段階でそれが決まっていたのか、私たちはきょうなんですよ、この金額が。だから、光成さんなんかも、いわゆる詳細設計と施工って言われても、どの時点から詳細設計になっているのか、どの時点からこの金額になっているのか、その時系列を知りたいんです。それが、きょうの前にわかっているのであれば、なぜきょうの前に報告してくださらないんですかってことを聞きたいので、余りそれ以外のことを細かく言わなくていいです。お願いします。

○健康増進課参事（岡本和典君） はい。

○副委員長（福木京子君） 岡本参事。

○健康増進課参事（岡本和典君） 失礼しました。

業者のほうから、実施設計での積算金額に限定をしてお話をさせていただきますが、5月2日に事業者からこの積算書なるものをいただいております。これを中身を精査するのに期間を要しております。いわゆる修正事項と、指摘事項とといいますか、指摘事項があったりということで、修正を求めています。その後に、正式にいただいたもの、これは当初設計に対するものですが7月2日です。7月2日にこの積算システムのデータをいただいております。事業者から赤磐市に提出がありました。

7月2日に提出があつて、これを市が間違いがないのか、著しく高い数値が入っていないかということを確認するのに期間を要してございまして、あわせてこの今回上げさせていただいてる変更に係る内容の協議もさせていただいておりますので、2回目の提出、変更分を含めたもの、これが9月4日。

○委員長（原田素代君） 最終が9月4日。

○健康増進課参事（岡本和典君） 4日に事業者から赤磐市へ提出がありました。

これを赤磐市が精査をして、間違いはないという判断を出したのが11月12日、細かい積算になりますので約2カ月の時間を要しております。11月12日が今回の変更契約の金額の確定した日付でございます。

○委員長（原田素代君） 以上ですか。ちょっと。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 求めていることは、この今回3カ所についての変更で1,800万円になるわけですが、それぞれの3カ所についての変更を検討したのはいつごろで、その検討の結果7月2日に実施設計ができて、その7月2日の実施設計以降この変更が入ったってことですよね。ということは、実施設計、5月2日に実施設計ができて、その金額が7月2日に出るまでの間にこの議論はされてないってことですか。要するに、随分後になってこの3つの変更が起こったということですか。それは、変更が起こったのは、今の時系列でいくとどこに入るんですか。

○副委員長（福木京子君） 岡本参事。

○健康増進課参事（岡本和典君） 協議自体は、1番の屋内階段の問題につきましては、プロポーザルのプレゼンテーションのときに屋内階段が1カ所という提案でございましたので、赤磐市としても利便性等、先ほどから説明させていただいておりましたが、これを考えたときには、屋内階段は2カ所でないといけないだろうということは、当初の基本設計の段階から協議をさせていただいております。

それから、施設内の配置等につきましても、5月の住民説明会等のそのところに協議をさせていただいております。

それから、解体のアスベスト等につきましては、解体のときの話ですので、解体のときにこういったものがあると、これだけの量だという報告を受けて協議をさせていただいております。

じゃあ、なぜこのタイミングかというのは、例えば金額がこれによってふえることがあったとしても、ほかの要素で減して、現に減したものもあります。だから、場合によっては、不要なもの、提案の中でこれはここまで過剰なものは、要らないだろうというものもございましたので、その増減のやりとりをさせていただいて、最終的に出てきたというのがこの9月4日の日付だったというところなんです。だから、協議そのものは、もっと早い段階でおっしゃるとおりさせていただいてはおります。

○委員長（原田素代君） 光成さん、わかりましたか。

○副委員長（福木京子君） 委員長、交代でいいですか。

○委員長（原田素代君） いや、まだちょっと待つて。

○副委員長（福木京子君） まだ。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○委員（光成良充君） ええ。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 余り長くやってもあれなんですけど、ちょっと2つ、3つ。

とにかく保田委員が指摘したことは大変重要なことだと思います。それで直原部長は、今後は報告に努めたいというお答えはいただいたけれども、今回のように、事業をしてしまっただけになってその請求書が回ってきて、要するに言いなりでお金を出すようなやり方に聞こえるわけですね。事前の詳細設計がないままで、非常に重篤なアスベストやPCBなどについての対策が後手になって、それは後手にすることを認めたわけですね、さっきの説明では。

それで、市というのは、そういう契約のやり方をしていないと私は思ってたんですけど、市はそういう、見えないのだから後でいいよと、契約はこれで決めたけど、後で変更してくれればいいからと、変更は可能だからと、そういう契約を今までしてきたんですか。そんなことは普通は民間はないですよ、契約してしまったら。今までもそういうことしてきたんですか。要するに、私はそういうことをしてほしいんですよ、詳細設計の段階で。だってプロですよ、相手は。下山さんに言わせても、保田さんに言わせても、面積で大体概算が出ますが。それは後でいいよって言ったのは市だっていうのは、私はこれは市のすごい責任が大きいと思うんですよ。それで、私は、今後こういうことしていくつもりなんです、つもりでないとお答えになるのか、それを1つ。

それから、さっきから言ってる、はっきり言って、去年の12月7日の厚生常任委員会の議事録で永徳さんがいみじくも細かく調べて発言してくださったけれど、当時の岩本部長はとにかく上限だと、実施設計の前の段階の、今説明してくれた後じゃなくて前の段階でこれが上限だってことを盛んに言ってるんですよ。それで、見かねて市長は、いやいや可能性はあると、だけど今の段階ではこれが上限だって言ってる。だから、私たちの認識は、これが上限だと思っただけで、後からそんなさまざまな事情が出てきて、実は詳細設計したらこれになるんですよ、後出しじゃんけんされたような気分なわけですよ。だから、それを防ぐためには、そうやって5月とか6月とか7月の段階でいろいろ検討を重ねておりますという報告があれば、ああ、やっぱり幾らかその上限とはいえ、いろいろな出張りが出るのかなと思えますよね。

だから、その2つ。わからないから後でいいよっていうような契約を結んでもらっちゃ困るんですよ、市が。それを今後なさるおつもりはありますか。それから、担当委員会に対してはさんざん、私も覚えてますけど、去年の12月7日、1年前ですよ、これで上限です、あとは中でやってもらいますってやりとりをしてきた中で、きょうのこの提案はなかなか受け入れがたいです。

その2点についてお答えください。

○副委員長（福木京子君） どなたが御答弁を。

○保健福祉部長（直原 平君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 午前中も言いましたように、今回の設計・施工一括プロポーザル、これについては初めてのことでございまして、先ほどからずっと説明をしている一連の流れ、こういったこともいろいろ初めてなことで反省点も多々あるということでございますけれども、先ほどおっしゃいましたように、4月、5月、6月でわかっていたことについては検討できたのではないかとございまして、こういったものも出てまいりましたというものは御報告申し上げられたのではないかと。ですけれども、決定額に至るには、今、岡本のほうが説明しましたように、最終の段階を待たなくてはいけないというふうに思っておりますので、今回の、申しわけないんですけど、今回もう過ぎてしまったことですから、この方法等について一層研究、それから努力をしていきたいというふうに思うわけでございます。

それから、もう1点、何でしたかね。

○委員長（原田素代君） アスベスト等の契約の方法。事業が終わってから請求書もらうようなやり方はやめてくださいと言ったんです。

○保健福祉部長（直原 平君） これにつきましては、確かに事業は4月、5月で解体は済んでおるわけですから、それについて御報告を申し上げたりということも必要だったと思えますけれども、先ほど言いましたように、対策の工事については別途協議するというようにして、要求水準の中には含まれて、予定価格の中には含んでいなかったということでございまして、別途協議したというのが遅くなったということで御理解をいただけたらと思います。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） そういう意味じゃないんですよ。要するに、別途協議するってことを認めちゃったことに対しておかしくないですかって言うてるんです。要するに、民間業者と契約する際は、全ての詳細設計を詰めた上で、じゃあこれで契約しますって言ったら、もう基本的にはその契約で確定するわけじゃないですか。だけど、市のほうから、いやいや、後からまた言ってくれればいいですよっていうような契約のやり方をしてきたわけですし、今後そういうことはしないほうがいいんじゃないですかって私は言うてるだけです。するんですか、しないんですか、それだけ教えてください。

○保健福祉部長（直原 平君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） どちらですか。

○委員長（原田素代君） 副市長です。

○副委員長（福木京子君） いやいや、直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 先ほども申し上げましたように、するんですか、しないんですかということだと思いますけれども、そういった問題が起きないように、この方法については検討、研究をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（原田素代君） 終わり。

○副委員長（福木京子君） 副市長。

○副市長（倉迫 明君） アスベストについては、実際に調査して量が確定しないと、それは契約もできないわけですし、ですからそれは事後でというのは、仕様書でそのように別途協議しましょうということによっておるわけです。それで、民間と申しますか、一つ一つの契約、そのアスベストについてだけの契約ができるんなら、それは延ばしたりもしませんが、これは本体工事に一括した中の一部という扱いになつてくるものですから、アスベストだけの契約をそのときにするというわけにはいかないんです。全体の工事の変更契約ということになりますから、その変更契約は工期末に一括して提案してもらおうと、そういうことでやるということで県全体でその方針でやっていると申すんです。赤磐市もそのようにやっておるということなんです。報告がおくれたというのは、もう少し早くできればよかったですけど、9月議会では間に合わずにこの11月になってやっとまとまったということで遅くなったということは、今後気をつけるべきだろうとは思っています。

○委員長（原田素代君） ちょっと。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 今度環境センターの解体工事がありますよね。まさにこれはさまざま心配な……。

○委員（岡崎達義君） それはだめ。

○委員長（原田素代君） いやいや、そうじゃなくて、心配な問題ありますけど、じゃあ、そここの契約は今回のようにやってみてくださいと、全ての毒性のもの全部解決してもらって、それで請求書をくださいねっていう契約をするんですね。

○委員（岡崎達義君） それはだめ。

○委員長（原田素代君） いやいや、そういう問題になるんですかっていうことですよ、アスベストについては。どこの企業ともそういう契約の方法をとるんですねってことでしょう。今、県はそういうふうに指導してるんでしょう。そうなるんですかって聞いてるんです。

○副委員長（福木京子君） 副市長。

○副市長（倉迫 明君） 今、公共工事で建築関係の話はそういうふうにするということなんですけど、今度の清掃センターの解体工事につきましては、それはこれからということ。

○委員（岡崎達義君） 副市長、そんなの答えたらいかんでしょ。

○副市長（倉迫 明君） はい。それじゃあ、今、話をすればいいんですか。

○委員長（原田素代君） 関係なくはないですよ。

○委員（岡崎達義君） 関係ないです。議案の審査をしとるんです。

○副委員長（福木京子君） 一応この分に限ってということですので。

○市長（友實武則君） 私が言います。

○副委員長（福木京子君） 市長。

○市長（友實武則君） お話の論点が、恐らくデザインビルド方式を今後採用するのかという話だと思います。デザインビルド方式は、その方式が目的とするものに合致しておれば、これは採用すべきだし、そうでなければ従来どおりの詳細設計を行って、それに基づいた積算をして工事を発注するという通常のやり方、こういうところになるかと思っています。あくまでも、今回の施設は、デザインビルドで実施することが有効だという基本検討の中で採用をしてきたものでございます。こういう方式にそぐわないものも当然ございます。そういったものは、従来方式の発注を踏襲するものになってくるものと思っております。

お尋ねの解体については、後者に当たると私は思います。

以上です。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（原田素代君） はい。

○副委員長（福木京子君） 原田委員長と交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、議案第60号の議案に対する質疑ですが、ほかにありましたら。

○委員（保田 守君） はい。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 私が思うたのは、解体事業と同時にアスベストの除去というのはやらにゃおえんのですよ。先に取らにゃおえんのですよ。誰が考えてもそうなんです。吹きつけたアスベストをコンクリートから剥がさにゃおえん。その工事が一番最後のここになって、それは最初に解体工事と同じ時期に上がってきて、請負契約を結ぶべきもんだと私は思うんですよ。ここの最後で、もうこれは何カ月も前に終了しとる工事を、上がってきて、それで請負の変更契約をする、まだそこはいらってないから、状況に合わせてこういうふうにするんですよ、変えるから変更契約でしょう。何カ月も前に完璧にもう事業は済んだのを変更契約のここへ持ってくる。

市の助成事業なんか見てみなさい。許可が出る前に工事したら無効ですよ、介護保険なんかでも。工事にかかったらペケです。済ませといてここへ入れるというのは、僕はおかしいんじゃないのかなど。これは、難しい規約や条例は、県のほうのことは知らんですけど、そういうもんにも合致しんじゃないんですか、恐らく。変更契約をこの後でそれが県の決まりで認められとるんだというても、そんなものを県が認めとるのかな、私はふと思います。

今回のことは、こういうことが起きないようにしてくださいねというのが私の言いたいこと

なんですけど、だけどこれが正しいというふうな正論を言われると、これはやっぱりおかしくないかな。どこの世界にも何カ月も前に、もう建物をする前に整地をせにゃおえんのですから、そのときにやることなんです。それは、そこで一応済むんですから。それで、更地になったところへ新しい建物が建っていくわけでしょう。その僕が言ようことが恐らく正論じゃと私は思います、世の中の。それで、これはちょっと順序が間違うとるんじゃないかなと。委員会で認めればそれはそれで済むことかもしれんけど、公で見たらそういうことをしたらという指導が来たり、当然あるんじゃないですか。

○委員長（原田素代君） そうね、不思議ですね。

○委員（保田 守君） そのように思いますけど、御意見を。

○委員長（原田素代君） 答弁がありましたらお願いします。

○委員（保田 守君） なければいいです。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 今回の変更につきましては、ずっと一連の流れとかそういうものを言ってこさせていただいたんですけど、総合トータルとしての当初7億5,708万円、これが7億7,581万8,000円となりますよと、総合トータルでそうなりますよと。それで検証した結果、その中には春に解体をいたしましたアスベストの要素も入ってるという、そういう形で考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（原田素代君） じゃあ、正しいということですね。保田委員はおかしいのではないかなと言ったけど、おかしくはないというふうな見解ですね。はい、わかりました。そういうことだそうです。

○委員（保田 守君） もういいです。

○委員長（原田素代君） そこをはっきりさせとかないとね。わかりました。
ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、じゃあ次のほうに入らせていただきます。

続きまして、議第61号赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第28号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 議第61号につきましては、本会議で御説明をさせていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（原田素代君） 以上で説明が終わりました。

質疑のほうを委員の皆さんからお願いいたします。

これは、別に問題ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） よろしいようでしたら、じゃあ次に行きます。

ありますか。

○委員（大森進次君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大森委員。

○委員（大森進次君） この書類を出すということなんですけど、土日、祝日もどこでも受けられることですかね。それとあと、それがいつどこで発行されたか、事業者はどこで発行されたかっていうのはわかるのか、またそれを後で手に入れることができる、証明書として手に入れることができるのかなということについて聞きたいなと思うんですけど。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） マイナンバーカードを利用しての証明書の交付につきましては、今考えておりますのが証明書交付センターの稼働時間であります……。

○委員長（原田素代君） 24時間じゃないんだ。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 6時半から23時、365日無休の予定でございます。

○委員長（原田素代君） 6時半から。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 23時。

○委員長（原田素代君） 23時。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） はい。

それと、どこのコンビニで発行したか、その履歴についての御質問でございます。

コンビニで証明書の交付を受けられた場合には、市に設置しておりますコンビニ交付用の端末のほうに履歴が残りますので、確認はできます。確認できる事項といたしましては、交付を受けられた年月日、それから時間、店舗名、またどなたの証明書の交付を受けたかということが確認できるということになっております。

以上です。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○委員（大森進次君） はい、ありがとうございました。

○委員長（原田素代君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第73号平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第4号）を議題とし、審査を行います。執行部からの補足説明はありませんか。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 議第73号につきましても、本会議で御説明をさせていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） 補正予算に入りますので、質疑については部ごとに受けたいと思います。

まず、市民生活部関係の質疑をお受けしようと思います。

ページでいくと、何ページ、これだとページがわかりません。市民生活だから衛生費が。

款の、3款民生費ね。ページでいくと12ページ、13ページですね。民生費、衛生費まで、14ページのあたり。12、13、14ページになります、ページは。事業確定とか人件費の変更とかがほとんどなんですが、何かありませんか。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（原田素代君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） どこだったかな。困窮者のところが、これは12ページの。

○委員長（原田素代君） 13ページ扶助費ですかね。

○副委員長（福木京子君） 13ページ。いや、じゃあなくてね、困窮者のところが、どこだったかな、何ページ。

○委員長（原田素代君） 困窮者、生活保護じゃなくて。

○副委員長（福木京子君） 12ページの社会福祉総務費で償還金のところの国庫支出金返還金の107万円、これが生活困窮者の問題の予算になってましたね。この内容をもう少しわかりやすく、説明書にも一応書いてはあるんですが、困窮者就労準備支援事業費等補助金確定ということなんですが、その内容をもう少し詳しく説明願いたいということと、もう1つその下にこれは障害者福祉費、これの国庫支出金返還金、障害者福祉費で償還金のところの390万3,000円、この精算の関係になるんですが、このあたりの内容をもう少し詳しく説明願いたいと思います。

○委員長（原田素代君） わかりましたか。

じゃあ、答弁をお願いします。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 国正参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） それでは、御質問にお答えします。

まず、生活困窮者自立支援事業、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の中の23節の償還金、利子及び割引料のところでございます。

○委員長（原田素代君） こっちに入ってる。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） よろしいですか。

○委員長（原田素代君） いいですよ、ごめんなさい。お願いします。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） これは29年度に実施しました生活困窮者自立支援事業の負担金事業でございまして、内容としましては社協に委託しています自立相談支援事業、家計相談支援事業それから就業準備支援事業でございます。こちらのほうにつきまして、社協に委託しておりましたんですけど、実際消費税の関係の部分が1年目はかからなかったということで、対象事業費が委託料のほうが必要でなかった分、その分が翌年度精算となりまして、今年度お返しするものでございます。

それから、次が民生費の同じく社会福祉費の障害福祉費の同じく償還金でございます。これは、障害者自立支援法に基づく法定給付の事業、施設入所のサービスであったりとか、日中活動でA型事業所やB型事業所、生活介護の事業所に通所する場合、または自宅にヘルパーさんに来てもらうようなさまざまな事業がございまして、こちらの事業費を見込みで交付決定を受けておりましたところ、実績をした関係で見込みを実績が下回った、その分を今年度で精算させていただくものでございます。国庫に返還するのが3月ということでございまして、3月の議会でしたら議決にちょっと間に合わないということで今回要求させていただいております。

以上でございます。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） その障害者の見込みが下がったというのは、これは人数的なものとかそんなのは、件数とかそんな分はどんなんですか。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 国正参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） まず、事業全体としましては、ここ数年間右肩上がりサービスは大変伸びております。見込みを伸びる方向で予測して交付申請をしておりましたが、その見込みが若干下回ったということで、事業全体としては大変伸びている事業でございまして、市内で約450人の方の受給者がこのサービスをお受けになっております。

以上です。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○副委員長（福木京子君） はい。

○委員長（原田素代君） いかがでしょうか。市民生活部、保健福祉部、両方あわせて質疑を受けておりますが、よろしいですか。

いいですか。

○副委員長（福木京子君） もう1つ追加で。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） これは、13ページの児童福祉施設費で保育のところに委託費がありますよね。これは、単価の改定によってこういうふうにかきとんでんですけど、この内容もう少

し説明願いたいと思います。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） はい。

○委員長（原田素代君） 戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） 御質問にお答えします。

この保育委託費の補正につきましてです。こちらにつきましては、私立保育園に委託して実施している保育事業について基準単価の改定があり、保育委託費が必要となったものでございます。この保育委託費につきましては、国県の負担金がありますので、歳入のほうへ国庫が2分の1、県費が4分の1計上をさせていただいております。この基準単価につきましては、一例を申し上げますと、ゼロ歳児の1人当たりの1カ月の単価でございますが、16万6,470円が平成30年度は16万8,060円となっております。1人当たり1カ月1,590円、この1つの単価をとってみましても上がっております。こちらのほうにつきましては、保育士さん等の人件費などを積み上げた単価が改定されたものとなっております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） わかりました。

○委員長（原田素代君） 一般会計補正予算のところ全体を通じて、御質疑がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、なければこれで質疑を終わります。

続きまして、議第74号平成30年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題として審査を行います。

執行部からの補足説明はございますか。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） こちらにつきましても、本会議で御説明をさせていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） 全体を通じての御質疑をお願いします。

国保です。

○副委員長（福木京子君） 1ついいですか。

○委員長（原田素代君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 本会議で下山議員が言いました是里診療所の関係で、お医者さんが少なくなって日にちが少なくなったんですが、お医者さんが確保されたらまたもとに戻るんですかというふうな質問はあったんですか。このあたりの将来的な見通しはどうなんでしょうか。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 議会のと きも答弁させていただいたように、是里診療所の実績のほうもじっくり分析させてもらいまして、希望は引き続き以前のように2日体制ということでお願いを申し上げたいとは思いますが、実績も加味しまして、地域の実情も十分お聞きして対応したいと思っております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） そういうふうには委員会では説明を受けたんですが、本会議のほうではもうちょっと進んだ答弁をしておられて、お医者さんがもし見つければ以前のようにやりますというふうなことも言われとるんで、その辺をきっちりもう一度答弁していただいたほうがいいかなということ。

○委員長（原田素代君） お願いします。

○健康増進課長（石原万輝子君） はい。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 現在、岡山県のへき地医療拠点病院事業実施要綱に基づきまして、是里診療所、佐伯北診療所、医師派遣事業において覚書を赤磐市医師会と締結しておりまして、それに基づき2人の医師を是里診療所に派遣していただいております。御承知のとおり急にお亡くなりになりまして、1日、月曜日を開設してる状況であります。この事業も引き続き医師会との協議によりまして、2名体制をお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（原田素代君） それでは、ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） なければ、これで質疑を終わります。

続きまして、議第75号平成30年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題として審査を行います。

執行部の補足説明はございますか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 議第75号につきましても、本会議のほうで説明をさせていただいたとおりでございまして、補足説明のほうはございません。よろしくお願いたします。

○委員長（原田素代君） それでは、全体を通じての御質疑をお願いします。

介護保険のところでは。

よろしいでしょうか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） なければ、これで質疑を終わります。

続きまして、議第76号平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 議第76号につきましても、本会議のほうで説明をさせていただいた内容のとおりでございまして、補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長（原田素代君） 訪問看護ステーションについての補正予算でございます。

御質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第60号赤磐市複合型介護福祉施設整備工事請負変更契約の締結についてから議第76号平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第2号）までの6件について採決したいと思います。

○委員（光成良充君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 光成委員。

○委員（光成良充君） この議第60号の審査において、私は冒頭の新聞報道に当たった件について意見等をここで述べさせていただいたのですが、私の考えの中では、議第60号の変更契約と新聞報道についての審議内容の審査については、私は全く別のものとして捉えております。協議、審査についてこの委員会に臨んでおりますので、私のほうとしては、この議第60号は賛成の立場でおります。審査の中で私の発言でちょっと誤解を与えたようなことがありますので、ここでおわびして訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。いいですか。ありますか。

大森委員。

○委員（大森進次君） 私も光成委員と一緒に、新聞記事のことを重点に言うてしまったんですけども、この事業の進め方については多少問題がありますけども、赤磐市全体のこととしては賛成という方向でいきたいと思っておりますんで、先ほど光成委員も言いましたけど、先ほどの言葉は訂正ということでもよろしくお願したいなというふうに思います。

○委員長（原田素代君） それでは、議第60号赤磐市複合型介護福祉施設整備工事請負変更契

約の締結について、これを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立少数です。したがって、議第60号は起立少数で否決すべきものと決しました。

続きまして、議第61号赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第28号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立少数です。したがって、議第61号は起立少数のため否決すべきものと決しました。

続いて、議第73号平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第4号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがって、議第73号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第74号平成30年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがって、議第74号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第75号平成30年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがって、議第75号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第76号平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがって、議第76号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申し出をいたしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、このように申し出をいたします。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、その他に移ります。

じゃあ、10分まで短いですが休憩を入れさせていただきます。

午後2時5分 休憩

午後2時10分 再開

○委員長（原田素代君） 休憩前に引き続きまして審査を進めていきます。

執行部のほうからその他ございましたらお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） それでは、事業の進捗状況につきまして、協働推進課と環境課からそれぞれ御報告をさせていただきます。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 協働推進課から事業の進捗状況につきまして御説明させていただきます。

市民生活部資料の1ページからになります。

説明に入ります前に、12月2日の日曜日に開催いたしました人権を考えるつどいにつきまして御報告させていただきます。

当日は、全体で約220名の御参加をいただきました。委員の皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、資料の1ページをお願いします。

今年度募集いたしました人権標語、ポスター、作文の応募状況、それから審査結果の御報告でございます。

まず、(1)でございます。人権標語でございますが、応募総数は2,908点ございまして、優秀作品13点を選出しました。その中から、5番に記載しておりますが、最優秀作品を1点選出いたしました。優秀作品につきましては、先ほどの人権を考えるつどいにおきましての表彰を行いました。また、来年31年の人権啓発カレンダーにも掲載しまして、市内の各世帯に配布しております。

次に、(2)番、児童生徒人権啓発ポスターでございます。市内からの応募総数が723点ございました。このポスターにつきましては、岡山県の主催事業でございまして、小学校、中学校を

合わせまして9点受賞されております。小学校の部では岡山県人権擁護委員連合会長賞1点、入選4点、また中学校の部では岡山県教育委員会教育長賞1点、入選3点が選出されております。

次のページをお願いします。

全国中学生人権作文コンテストについてでございます。市内からの応募総数は766点ございました。この事業は、法務省及び全国擁護委員連合会の主催でございます、この岡山県大会におきまして、優秀賞3点、奨励賞1点、また岡山人権擁護委員協議会での入賞が3点ございました。

続きまして、3ページをお願いします。

人権啓発作品展の開催についてのお知らせでございます。年が明けまして来年1月11日の金曜日から13日の日曜日までの3日間を予定いたしております、11日、12日は午前10時から午後5時、最終日の13日は午前10時から午後3時の予定で中央図書館で開催いたします。

内容でございますが、下の枠の中に記載しておりますように、作品展示コーナーでは本年度募集いたしました人権啓発ポスター、人権標語、また人権作文の展示を予定しております。

また、DVD上映コーナーでは、ここに記載しております作品のほか、人権に関するDVDの上映のほうを予定いたしております。

また、塗り絵コーナーやハンセン病パネルコーナーも設置することといたしておりますので、委員の皆様方も御都合がよろしければお立ち寄りいただければと思います。よろしくをお願いします。

協働推進課からは以上です。

○委員長（原田素代君） 続いてどうぞ。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、環境課から、続きまして、この夏から秋にかけて実施いたしました環境保全等の啓発に係る2つの事業につきまして、その状況を御報告させていただきます。

資料の4ページからお願いします。

まず1つ目といたしまして、環境体験エコツアーについてでございます。これにつきましては、昨年度より岡山市との連携中枢都市圏事業の一環といたしまして実施しているものでございますが、ことしは昨年より多くの赤磐市及び岡山市の親子、総勢46名もの参加をいただき開催いたしました。雨天での開催となりました昨年とは違いまして、ことしは穏やかな晴天に恵まれ、西軽部地区の砂川において、川魚など、生き物を採取しながら、楽しく生物のつながりなど、学習を深めました。その後、エコプラザあかいわに会場を移し、牛乳パックなどの紙パックを利用した紙すき体験、施設見学など、子供だけでなく保護者の方々も興味津々でござい

まして、リサイクルやリユースの大切さを通じ、環境に対する知識が深められ、意識が変わったという声も多くお聞きしたところでございます。

次に、5ページをお願いします。

廃棄物減量推進審議会及びリサイクルプラザの共同実施によりますあかいわ祭りでの啓発活動、それから紙すき体験等のブース開設についてでございます。例年、ごみの減量化やリユースなどの推進を目的としまして実施しておりますが、ことしもあかいわ祭りの中にコーナーを設けたものでございます。従来からの啓発の催しに加えまして、今年度は新たな試みとして、発泡トレーの出し方教室と題しまして、飲食物、主に発泡トレーを扱っているテントを訪問し、排出時のルールやリサイクルの流れ、このトレーがどのように生まれ変わっていくのかと、利用されていくのかなどを勉強していただきました。

なお、審議会のテントに訪れる方も年々増加しているように思われておりまして、改めて市民の方々のごみ処理、それからリサイクルへの関心がさらに高まっているというようなことを感じているところでございます。

それでは、6ページをお願いします。

次に、7月豪雨に係る公費解体事業についてでございます。

まず、制度の概要でございますが、そこにもありますとおり、生活環境上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活の再建支援を図り、迅速な復旧を進める特例措置としまして、市町村が所有者にかわり、速やかに倒壊家屋等の解体及び撤去を行うといった事業でございます。

なお、これには、一定の基準により国の災害廃棄物処理事業費補助金が充当されることとなっております。そのほか地方財政措置として特別交付税等の措置も合わせられ、その大部分が国の補助金等で賄われることとなっております。

対象としましては、全壊及び半壊以上の家屋等ということでございまして、現在被災状況の詳細把握等を進めながら、国、県と事務レベルでの協議を行っているところでございます。

今後、赤磐市での制度づくりとしまして、平成30年7月豪雨災害に係る被災家屋等の除去等事業実施要綱、仮称ではございますが、こちらを制定しまして、当該申請を受け付け後、順次工事を進めていく流れになろうかと考えております。

また、先ほども触れました国への補助金申請など、国の災害査定も含めまして、財源確保の手続などもあわせて行っていく予定としております。

以上、3点、環境課からの御報告とさせていただきます。

○委員長（原田素代君） これで、市民生活部は以上ですね。

何か御質問はありますか、市民生活部のところ。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、保健福祉部のほう、お願いします。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） それでは、保健福祉部の事業の進捗状況につきまして、社会福祉課並びに健康増進課のほうから説明をいたします。よろしくお願いします。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 国正参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） それでは、社会福祉課のほうから1点御報告を申し上げます。

資料につきましては、保健福祉部資料の2ページ、3ページをごらんください。

この案件につきましては、9月の委員会、10月の委員会で御報告させてもらった案件で、障害福祉計画に基づく障害者支援事業者の選定の事業でございます。このたびの資料は、10月の資料とほぼ同じなのですが、プロポーザルの日程のほうが変更となっております。10月で御説明した際に、こういうことでやりたいということで、地元の調整がつけばすぐさせていただきたいということで御報告させていただいておりました。

3ページをごらんください。

この間、地元調整、協議のほうをしてまいりました。

まず、10月12日は赤坂地区の代表区長会で御説明をし、さらには10月24日には石相地区の区長会で説明、その中では地元町荊田の方の御理解がいただけるならいいことだろうという話になりまして、それに基づきまして11月17日、25日、昼、夜と分けまして、地元町荊田で住民説明会のほうを開催しております。

大きな反対意見はなく、むしろいいことだというふうな前向きな御意見もいただきました。

また、事業実施に当たっては、工事のときの車両の安全確保とか、排水の問題とか、細々したことがいろいろあるので、十分な説明を今後もしっかりしてくれよという御意見をいただいております。

それでは、資料2ページのほうをごらんください。

まず、目的でございますが、3月に策定しました赤磐市障害福祉計画のサービス提供量の確保を実現するために、障害者を支援する事業を推進することを目的に民間事業者を誘致するというものでございまして、事業用地につきましては、統合によりまして廃園となりました旧石相保育園の跡地を活用するというものでございます。

内容につきましては、障害者の相談支援事業、共同生活援助、グループホームでございます、それから生活介護、通所でございます、短期入所、ショートステイ、この4つの事業を石相保育園跡地、面積が約3,000平米、固定資産税の評価額でございますが、2,356万円の評価額でございます。

この土地を、この事業をしていただくことを条件に、使用貸借、無償で貸し付けるというものでございます。施設の整備費用につきましては、法人のほうで、補助金等を活用いたしまして負担するというものでございます。

なお、石相保育園につきましては、31年に解体の予定でございます。

次に、日程でございます。スケジュールをごらんください。

まず、御同意は、地元の御理解もいただいたという判断で、11月29日にプロポーザルの広告のほうをしまして、募集を開始いたしました。

去る12月6日、事業者の説明会をいたしましたところ、4法人さんが説明を聞きに来てくださいました。

それから、この後、プロポーザルの申し込み、市が縛っている資格の要件に該当するかどうかを審査させてもらうのが12月17日、それから企画提案書を受け付けるのが1月10日、1月18日にはプレゼンテーションをいたしまして、1月中には事業者のほうを選定したいと考えております。

その後、選定しました事業者と覚書の締結をいたします。これは、土地の使用貸借契約の候補者としてあなたの法人に決めましたということ約束いたします。その後、市では、31年度になりますが、保育園の解体、そして法人のほうにつきましては詳細な設計をいたしまして、資金調達の準備をいたします。

契約の開始につきましては、覚書の締結から5年以内ということで、実は社会福祉施設整備補助金が必ず当たるかどうかなかなか苦しいところがございますので、若干この辺は募集の要項の中では少し緩くしております、若干幅を持たせて参入しやすい環境にしております。

それから、契約につきましては、工事が始まる前に土地使用貸借契約を締結いたします。契約期間は10年としておりまして、この10年のうちに4つの事業を全てやっていただくという条件にしております。

なお、更新を考えておりまして、更新後は、次は20年契約ぐらいの想定を今のところは考えております。

それから、募集できる参加資格要件、法人さんの要件でございますが、まず実績のある優良な法人を誘致する必要があることから、4点ほど主なものを定めております。

まず、先ほども言いましたように、契約をしてから3年以内に少なくとも1つ以上の事業を必ず開始してくださいよ、それから10年以内には全部の事業を開始してくださいよということを条件にしております。

それから、実績につきましては、4つの事業のうち3つ以上の事業実績があり、障害福祉事業を10年以上実績がないとだめですよということにしております。それから、県内の法人ということで絞っております。それから、4番目は、当たり前なんですが、長期的に運営をすることができるということを条件にしております。

全体のスケジュールにつきましては、30年度に市として方針の決定、誘致法人の決定をいたします。来年度、保育園の解体、そして32年、これも早ければですけど、32年には法人によって施設整備が始まります。33年には、最短で4つの事業のうちの1つ以上が開始できるものと見ております。候補要件とすれば少し緩くしておりますけど、なるべく早い開始ができて、市内から期待されている障害福祉サービスが進むことを望んでおります。

また、31年度以降、地元の説明会もさらに細かく複数回予定しておりますし、今度は当事者や家族、市民向けの説明のほうも実施したいと考えております。

以上です。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 健康増進課から事業の進捗状況について御説明いたします。

資料4ページをお願いいたします。

1、あかいわハートフル太陽の進捗状況についてです。

現在、工事の進捗率は74.9%です。11月の時点では約2%程度のおくれがありましたが、現在はほぼ予定どおり進行しております。写真のとおり、屋根、壁ができ、エレベーターやユニットバスが設置され、内部工事を進めているところです。

続きまして、5ページをお願いいたします。

(2)あかいわハートフル太陽利用料金について御説明いたします。

この資料は、5月のこの委員会で概算として御説明させていただきましたものに、その後事業者と協議を重ね、市長の承認も得ました金額を追加しております。黄色の部分はその金額です。委員の皆様からも、公設民営の利点を生かすようにとの御意見をいただき、できるだけ利用しやすい料金となるよう事業者と検討を重ねました。

小規模多機能居宅介護につきましては、介護保険法により要介護制度別に定められています。その上に、各種加算が加わります。施設の体制により加算できる項目は異なりますが、あかいわハートフル太陽では、初期加算、認知症加算等の加算があります。

初期加算とは、登録した日から30日以内の期間については、1日30円が加算されるものです。

また、認知症加算は、認知症高齢者の日常生活自立度のランクにより、1月500円、または800円が加算されるものです。当然、認知症でない方は加算は不要です。

また、介護保険給付対象外で負担が発生するものとして、食事代と宿泊費があります。概算として御説明したときは、食事は1食500円、宿泊費は1泊2,000円でしたが、協議の結果、食事は変わらず500円、宿泊費は2,000円から1,500円になりました。

また、電気代として、コンセント1口につき50円の負担をいただきますが、携帯の充電です

とか、この時期ですと加湿器とかそういったものが想定され、常時酸素が必要な場合でありませうとか、電動ベッドなど、命にかかわる必要な部分には御負担は要りません。

次に、サービス付き高齢者向け住宅ですが、家賃は4万2,000円、共益費は2万円、生活支援サービス費は2万円で、1カ月8万2,000円です。30日3食施設の食事をとれば4万5,000円が加わり、1月12万7,000円になります。

入居時の敷金は家賃の3カ月分で、12万6,000円です。

次に、共同生活援助ですが、1カ月に家賃4万円、共益費1万5,000円、食事代1食500円です。現在、施設サービスについて登録申請手続の準備中ですので、手続が完了した後決定となりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次に、資料6ページをお願いします。

(3)自殺対策計画について御説明いたします。

この自殺対策計画につきましても、5月の委員会において今年度計画を策定することを御説明いたしました。その後の進捗状況について御報告いたします。

7月に18歳以上の市民2,000人を無作為抽出し、自殺対策について市民の皆様の御意見やお考えをお聞きする調査を行いました。そして、この調査と人口動態統計及び地域における自殺の基礎資料から分析し、課題が抽出されました。それをもとに、地域医療ミーティング推進協議会のワーキンググループに、岡山県精神保健福祉センター、弁護士、警察関係者に加わっていただきまして会議を開催し、第1回目の協議を行いました。今月中に第2回目を開催する予定です。そして、1月にパブリックコメントを行い、3月に完成する予定です。

健康増進課からは以上です。

○委員長（原田素代君） 保健福祉部のほうからの事業進捗状況ですが、何か御質疑がありましたらお願いします。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 1つ聞かせてもらっていいですか。

〔委員長交代〕

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 5ページのハートフル太陽のほうの金額が決まったということですが、スタッフの状況を教えていただきたいと思います。これだけの多目的の事業ですが、スタッフは今どのくらいを見込んでらっしゃるのでしょうか。それに対して今の見通しは何割ぐらいスタッフが確保できているのか、そこのことを教えてください。

○健康増進課長（石原万輝子君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） スタッフにつきましては、事業所の昭友会さんにお任せを

しておりまして、広報にも募集をしていますということはお知らせをしました。ある程度整っておるということをお聞きしておりまして、具体的な人数は、済いません、きょうは持ってありません。

以上です。

○委員長（原田素代君） ちょっといいですか。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 昭友会にお任せということですが、最低、例えばこれだけの施設を運営するために何人要るっていう基準があると思うんです。その基準に対して今は何人の見通しが立つのかっていうのは次の委員会までに報告してもらえますか。

○副委員長（福木京子君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） はい、そうさせていただきます。

○委員長（原田素代君） よろしくどうぞお願いします。

○健康増進課長（石原万輝子君） はい。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） その他、皆さんのほうからは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃあ、執行部はもうこれで、以上でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、お時間も限られた中なんですけど、1点、皆さんのほうにどの段階で配ったつけ。資料をお配りしてるんですが、朝配った資料、皆さんお手元に出ますか。別にしておいてもらうように言えばよかったですけど。何かと言いますと、きょうの山陽新聞に、赤磐市はソーラーの規制条例ができると、パブコメをしてるという報道がありました。規制条例という規制がついてののちょっと私もびっくりしましたけど、いいものが出てきたらいいなと思っております。実は、この間、条例のことをいろいろ研究してきましたところ、深刻な事態がわかったんで、これは委員会でも取り上げて、執行部のほうの見解を正すとともに、今後のあり方を確認したいと思います。

先ほど配られた資料の中から、まず最初に……。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長、執行部に資料は渡してもらえますか。

○委員長（原田素代君） いや、別にいいと思います。一応説明しますから。

私のほうから定義させていただきます。

皆さんの資料の中で、沢原池維持管理業務委託契約書というのをあけてください。手元にありますか。太陽光発電事業に係る沢原池維持管理業務委託契約書、この契約書が出てきました。出てきた経緯は、監査請求をした佐々木議員が五百何十万円かの占用料を無料にしたこと

に対して市への損害になるということで裁判を今起こしております、その裁判の資料でございます。これの守秘義務の部分と、あと弁護士の方との確認で、これは公になっても構わない資料であるというのを確認の上で皆さんにお配りしたんですが、まずこの契約書があるということと、それから皆さんのほうには、もう1つ、沢原池における太陽光発電事業協定書というのをお配りしました。この沢原池の発電事業にとって、赤磐市との協定書と沢原池の協定書という2つの協定書と契約書が今存在しています。1つには、まず2つの協定と契約書が存在すること自身、市としてどういうふうにかまわされているのかをまずお尋ねしたい。なぜならば、協定書と契約書で中身が違うんです。例えば、実はこれは私一般質問でも言ったんですけども、協定書のほうでは、16条ですか、不可抗力発生時の対応、要するに災害等、突発的な予期せぬ出来事に対しては、この京セラさん、業者としては損害を最小限にするよう努めなければならないというのが京セラさんのほうの言い分で、協定書にはそのように書いてあるんですが、なぜか沢原地区との契約書については、同じ災害等の場合のことについて、2ページの下から2つ目、8条、中途解約ですが、本件土地について甲の責に帰すべき事由によらずに甲の本事業、甲っていうのは京セラさんです、京セラの本事業の遂行を妨げる事由が発生し、または発生していたことが判明したことにより本契約の目的が達成できなくなったとき、同じような事情ですけど、ここでは京セラが沢原地区に対する何らの補償を要することなく直ちに本契約を解除することができるって書いてあるんです。市と契約を交わしてる協定書と沢原地区との契約書の中で、同じような案件に対して、市には最大限の損害を少なくする、努力するという協定書なんだけど、沢原区については何ら補償をすることなく直ちに契約を解除することができるって書いてあるんです。こんなひどい契約書ってないですよ。これを、沢原区の方は十分に理解した上で判こを押したのか。それから、沢原区との契約書といった場合、沢原区は任意団体ですから、何らかの法人格を持つての契約ならわかるんですけど、この場合の沢原区との契約書っていうのはこの当時の沢原区の区長さんの名前で判が押されてます。ということは、この区長さんが代わりしたときにこの契約はどういう扱いになるんですかっていうこともわかりません。もっと心配なのは、こういう沢原区が契約書を交わすことによって沢原区の責任が発生してます。例えば、この契約書の中には、業者は沢原区に対して業務管理に関する報告を求めることができるって書いてあるんです。要するに、沢原区は年間80万円で京セラさんと業務管理委託契約を結んで、これが契約書ですけど、何かがあったときに沢原区の責任に帰すような事案が生じやしないか、もしくは何かあったときにこの京セラは何の補償もせずに契約を一方的に解除できるって書いてあるんです。こういうスタンスと市と結んでる協定書のスタンスはダブルスタンダードなんです。もうこれは結ばれてますから、残念ながらこれをどうこうするのは沢原区の問題です。私が問題にしてるのは、これが次々にソーラーパネルがため池でできていく中で、こういう契約書を区に求めていくのか、市が。こんなとんでもない契約書が、もう悪質だと思いますけど、こういうことをさせないこと、それから市の責任を

前面に出すべきだと思ってるんですが、その辺の一連の事情について、きょうここでパブコメ中ですから確認をしておきたい、条例上にも反映すると思うのでという意見なのです。

まず、委員の皆さんが、今の私の提案が理解できてなかったら質問してください。その上で答弁を求めたいと思います。言ってる意味がわかりますか。何か聞いてください。だから、沢原池のソーラーパネルについては、協定書と契約書という二重のつくりができてるということ。それは、沢原区が契約を結んでいるのと市が結んでると2つあるんです。沢原区との契約書の中身には、市との協定書の中身と違う中身がある。何かあったときに沢原区は責任を求められる立場に今回契約を結んだことによってあるということ。

それから、沢原区が法人格を持ってないのにこの契約は成立するんですかってことも聞きたい。

いいですか、じゃあ執行部に聞きますね。担当の方、教えてください、今の質問。

いや、契約書の存在を、担当の方、御存じですか。

○副委員長（福木京子君） もうかわったほうがいいかな。

○委員長（原田素代君） うん、わかるわ。

○副委員長（福木京子君） 委員長交代します。

〔委員長交代〕

○市民生活部長（作本直美君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 今までもですが、こちらの沢原池の件に関しましては、協定書なり契約書も含め、こちら市民生活部環境課のほうで一切触れておりません。今までも、各議会でも答弁させていただいたのは建設事業部でございます。今おっしゃったものも、私たちまだ目を通したこともございませんので、この場で御返答することができかねますので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） じゃあ、もちろん三役のどなたかがおわかりでしょうから、市長か副市長、お答えください。

○委員（岡崎達義君） 次の委員会までに検討しとってもらったほうがいいんじゃないか。すぐに答えは出てこんど思う。

○委員長（原田素代君） いえいえいえ、事態がわかってるかどうかの返事ももらってないので、とりあえずこういう状況になってることを知ってるか知らないかお返事ください。

市長、いかがですか。

○副委員長（福木京子君） どちらですか。

副市長。

○副市長（倉迫 明君） 今、お手元に資料があるということですけど、私たちのところにその資料がないので……。

○委員長（原田素代君） 知らないということですか。

○副市長（倉迫 明君） ないので、それは資料を見させていただいて、検討させていただければと。

○委員長（原田素代君） だから、知らないんですね、存在を。見ればわかるんですか。

○副市長（倉迫 明君） 実際そのようには聞いておりますけど。

○委員長（原田素代君） ああ、そうなんですね。

○副市長（倉迫 明君） 書いてある内容そのものを見せていただければと思います。

○副委員長（福木京子君） 前もってね。

原田委員。

○委員長（原田素代君） 京セラさんはこういうふうに書面で出してるんです。本件占用許可に付された条件、要するに占有させてあげるけど、この3つの条件を守りなさいねって市から言われたって書いてあるんです。

まず1つ、本件ため池について、維持管理を行っている沢原区と維持管理契約を締結することと市から求められた。

2つ目、本件ため池の改修工事に協力することと市から求められた。

最後、市内業者からの資材等の調達など、さまざまな条件が付された。みのるさんのフロートを使え、この3つが市から付された条件だって言ってるんです、業者さんは。あることを知ってるってことは当然判こを押してますよね、市長も副市長も、この契約書ができた時点で。読んでないってことはないわけです。とにかく危惧してるのは、市の協定書を見ると、ああ、市はそれなりにきちんと指導監督し、何かあったら責任は業者にあるとうたってるんだなって普通は思いますが、契約書を見たらびっくりしました。もう明らかに何かあったら沢原の責任だってことが契約書にうたってるんです。このときどうするんですか、市は。この契約書は無効で、市が協定に結んだとおりにやるんだって言うんですか。

それから、もう1つです。

この契約書に、最終的に20年後の費用のことについて書いてありますとって7月20日の復命書には書いてあるんです。市の担当者が業者からそういうふう聞いてるんです。質問してるんです。最終的な費用はどうするんですかっていったら、この業者さんは、撤去費用は契約書に書いてあるのでそれをお願いしたいって書いてあるんです。だけど、契約書を読む限り、どこにも書いてません。こんないいかげんなことをしてるんですか、ソーラーの事業について。私は、深刻なのは、沢原の人たちが深刻だし、それから市が求めている以上、今後次々のソーラーのときにみんなこうやって金をもらうわけですから、契約書を交わすようになるのか。やめてほしい。二重スタンダードでしょ。市の協定と違うんだから、契約書が。そもそも知らないっていうのおかしいでしょ。いや、配ってくださればいいですよ。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 私らさえも今日もらって読み込めてないんだから、これはちょっと時間を置いたほうがいいわ。来月ぐらいの委員会で、その他で協議するならするでいいし。それで、所管が違うんだったら、全くそれもできないし。とにかく、もうちょっと読ませてもらうてから話をしない限り、私は、委員長がいろいろ言われとっても、何を書いとるやら読んでないからわからないし、もちろん執行部のほうも突然にこれが出てきて何の話だっていうことになりかねないから、やはりちょっと時間を置いて、それから来月、1月にありますよね。そのときまでに調べてもらって、どういう対応を今後とるかっていうことも含めて市のほうもやってもらわないと、今この場で答えをって言うたって、そりゃあちょっと無理じゃないかなと思うんです。時間を置いたほうがいいと思う。

○副委員長（福木京子君） じゃあ。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 私がせいっているのは、条例がこの12月21日のパブコメが終わって確定作業に入るわけです。それにこの問題がリンクするのが心配なわけです。ただ、直接条例の中に契約書を結ぶ、結ばないという文言はないので、今岡崎委員の提案のように、双方で、ほかの委員さんもこれから目を通していただいて、問題点の確認をして、そこから議論するっていう、そのようにしたいと思います。

ただ、担当が違うと言いましたが、条例上の問題はうちなので、当然こういう契約書の中に、さっき言ったように費用のことが書いてあるという、業者が言ってるにもかかわらず書いてない問題などについては当然うちも責任を伴うだろうと思っていますので、このことについてもう一度そちらのほうで準備をして答えを検討していただきたいと思いますが、皆さんそれでよろしいですか。

じゃあ、とにかく1月にはこの問題を、よく事態を、状況を把握して、認識を共有してから議論したいと思います。

執行部のほうもそれでよろしいでしょうか。

いや、議論する気はないとおっしゃるんなら、それはそれで言ってください。

○副委員長（福木京子君） 答弁は。

○市民生活部長（作本直美君） はい。

○副委員長（福木京子君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） はい。ひとまず資料を見させていただきまして、どのような状況か確認をした後に方向性を考えていかせていただきたいと思います。

○委員長（原田素代君） 次回にっていうことで、御協力をお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） はい。失礼いたしました。

○委員長（原田素代君） もう1つ、これは提案だけなんですけど……。

○副委員長（福木京子君） それはどういう、委員としてですか。

○委員長（原田素代君） 私、発言させてください。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 午前中のしょっぱなにやった複合型介護施設の問題に端を発したこの厚生委員会にかけられてきた入札に関するさまざまな疑いや疑惑、これは申し上げたように25年、26年の内海プラントの環境センターの運営委託にかかわる問題がある議員が議場でさんざん業者名を言って罵倒し、こんなのにやらせたらわしゃあ許さんぞと言ったらそのようになった。そこから始まってます、この厚生委員会の入札絡みのさまざまなおかしいところが。このことは、今回政治倫理審査会も立ち上がりましたので、うちの委員会の責任として、そのころからの入札の経緯、何が問題で、私が先ほど言った、どう改善すればいいかという議論ができるような委員会にしたいと思うので、私たちとしては調査という意味も含めて、入札のあり方をしっかりと検証しながら議論したいと思います。これは、議長のほうにも閉会中の審査の議題として申し述べますし、そういう扱いで今後議論したいと思っております。

委員の皆さんのほう、それでよろしいでしょうか。

○副委員長（福木京子君） よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃあ、執行部のほうの皆さんもそういうおつもりで協力をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか、市長。

○副委員長（福木京子君） 御答弁は。まだ私が委員長ですから。

市長。

○市長（友實武則君） 言ってる意味がよくわからないところがあるんですが、我々が説明責任を背負う部分は説明をさせていただきます。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、ありがとうございました。

○副委員長（福木京子君） また委員長交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） それでは、ほかにはよろしいでしょうか、皆さんのほうから。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、閉会に当たりまして、倉迫副市長の御挨拶をお願いします。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 倉迫副市長。

○副市長（倉迫 明君） 委員の皆様方には、大変お忙しい中をありがとうございました。付

託案件につきましては、熱心に御議論いただきましてありがとうございました。その他、進捗状況につきましても、御意見を賜りました。このいただきました御意見をもとに、今後取り組んでまいります。きょうは本当に長時間にわたりましてありがとうございました。

○委員長（原田素代君） お疲れさまでございました。

午後2時53分 閉会